

北区すこやか・あんしん・支えあいプラン2021

新潟市北区地域福祉計画・新潟市北区地域福祉活動計画
(2021年～2026年)



新潟市北区役所
新潟市北区社会福祉協議会

北区すこやか・あんしん・支えあいプラン2021 の発刊にあたって

北区長 高橋 昌子

「だれもが安心して健康で暮らせる北区」を目指し、「北区すこやか・あんしん・支えあいプラン2021」を策定しました。個人や地域の抱える問題は多岐にわたり、複雑化しています。区民や自治会、コミュニティ協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、福祉事業所などと共に、社会福祉協議会や区役所が連携・協働し、相互に支援し課題を解決していく「支えあいのしくみづくり」をさらに進めながら、「地域共生社会」の実現に向け取り組むものです。



本計画の策定にあたり、各地区の皆様からも、座談会において地域の課題や取り組みについてご検討いただきました。多くの皆様からご協力をいただき、本計画が策定できたことに、心から感謝申し上げます。

この計画は、出来上がったことで終わりではありません。この基本理念と目標を基に、毎年新たに出てくる課題等を取り込みながら、更新・検証していきます。昨年から、新型コロナウイルス感染症の拡大で、私たちの生活も、地域における活動も、大きな変化を余儀なくされています。先の見通せない状況ですが、これから多くの皆様と共に地域福祉を一層推進していく所存ですので、皆様のご協力をお願いいたします。

北区社会福祉協議会会长 藤田 清明

社会福祉協議会は、民生・児童委員、コミュニティ協議会、自治・町内会、各種団体、行政の皆様と協働し、人と人がつながりお互いが支え合う安心して暮らせる地域づくりを進めてきました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大により、密閉、密接、密集状態を避け、互いに距離を取り接触する機会を減らすことが求められ、「地域の茶の間」等の活動にストップがかけられました。おしゃべりやお茶を楽しむ交流がなくなり、利用者の健康状態が心配だという声が聞こえてきました。コロナ禍は、人と人のつながりの大切さを我々に改めて気づかせてくれました。



このような状況の中、感染防止策を講じ各地区の皆様と、それぞれの地域が「目指す姿」、それを実現するための「取り組みの方向性」を話し合い「地区別計画」としてまとめられました。北区社協は、安心して暮らせる8地区の「目指す姿」の実現に向け、皆様と手を携えて取り組みますので、ご理解ご協力を心からお願い申し上げます。

北区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会委員長 青柳 親房

北区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会において検討を重ねてきました「北区すこやか・あんしん・支えあいプラン2021」がこのたび、策定の運びとなりました。この計画は、北区民を主体として、北区と北区社会福祉協議会が協働し地域福祉を推進していくために、社会福祉法に基づく地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体化させたものです。



この計画の確認・実践・振り返りを通じて、高齢者のみならず、障がい者や子どもにあっても住みやすい地域社会を実現し、様々な事情から日常生活上の支援を必要としている方々を地域で支えていくことが期待されます。

「地域共生社会」は、住民がお互いに「あなたが必要だ」と感じることのできる社会であり、一人一人が我が事として関わることによって初めて可能となります。この計画が北区の福祉基盤として、皆さんの活動のよすがとなることを心より願っております。

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 国の動向	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	6
5 前計画の振り返り	6
6 SDGsとの関係	7
7 新潟市地域福祉計画の基本理念・目標	8
(1) 基本理念	8
(2) 基本目標	8
(3) 具体的な取り組み	10
第2章 現状と課題	11
1 北区の概要	12
2 北区の現状と特性	13
3 現状と課題	14
(1) 地域福祉	14
(2) 高齢福祉	15
(3) 障がい福祉	18
(4) 予育て支援	20
(5) 健康づくり	22
(6) 生活困窮	24
(7) 再犯防止	26
(8) 成年後見制度	28
第3章 北区全体計画	29
1 基本理念・基本目標	30
2 基本目標ごとの基本方針	32
3 基本方針・取組事業・成果指標	34
4 計画の推進	43
第4章 地区別計画	45
・松浜地区	46
・南浜地区	48
・濁川地区	50
・葛塚地区	52
・木崎地区	54
・岡方地区	56
・長浦地区	58
・早通地区	60
○資料編	63

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

- 今日では、我が国の平均寿命が伸長し、世界最高水準の長寿国となる一方、少子高齢化や、一人暮らし高齢者の増加、核家族化の進行、人々の価値観や生活様式の多様化に加え、地域社会での人間関係の希薄化などによる高齢者の孤独死、孤立、子育て不安、家庭内暴力、虐待、ひきこもり、自殺など、様々な社会問題が生じています。
- このように、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化している中、住み慣れた地域でだれもが自分らしく充実した生活を安心して送れるような地域づくりが求められています。
- 地域福祉とは、地域における福祉課題や生活課題について、住民や福祉関係者などが協力して取り組み、お互いに助けあう関係やその仕組みをつくっていくことです。
- 北区では、平成21年3月に「北区すこやか・あんしん・支えあいプラン～北区地域福祉計画・北区地域福祉活動計画～」(第1期計画)を、平成27年3月に第2期計画を策定しました。
- 前計画の基本理念は「いつまでも安心して健康で暮らせる北区」とし、区民・地域・区役所・区社会福祉協議会などが役割分担と連携をし、お互いに支えあい助けあう地域づくりに取り組んできました。
- この度、計画の見直しにあたり、複雑化・多様化する福祉課題の解決にむけて、住民や多様な主体が参画し、人と人、人と社会が世代や分野を超えてつながり、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくり、だれもが役割を持って活躍できる「**地域共生社会**」の実現が求められています。
*1
- このことから、引き続き、区民や自治会、コミュニティ協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、福祉事業所などと共に、社会福祉協議会や区役所が連携・協働し、相互に支援し課題を解決していく「支えあいのしくみづくり」をさらに進めながら、「地域共生社会」の実現に向けて、「北区すこやか・あんしん・支えあいプラン2021」を策定するものです。
- なお、新潟市においても、地域福祉をより一層推進し、「地域共生社会」を実現するため、新潟市地域福祉計画を策定し、地域福祉推進に取り組むこととしています。

2 国の動向

○ 現計画策定後の国の動き

年 月	関係法令	内 容
平成27年4月	生活困窮者自立支援法施行	生活困窮者の自立に向けた適切な支援を行うことが、市町村の責務とされる。
平成28年5月	成年後見制度の利用の促進に関する法律施行	成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めることが、市町村の努力義務とされる。
平成28年12月	再犯の防止等の推進に関する法律施行	再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めることが、市町村の努力義務とされる。
平成30年4月	社会福祉法一部改正	地域福祉計画の策定及び、包括的支援体制の構築が市町村の努力義務とされる。
令和3年4月施行	地域共生社会の実現のための社会福祉法等一部改正	市町村において地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することとされた。

○ これらの法律の改正・施行を受け、市町村における基本的な計画を定めることや、支援体制の構築など、市町村の責務や義務が明確化されています。

本計画では、国の動向を踏まえながら、生活困窮者自立支援制度、成年後見制度、再犯防止、包括的支援体制の構築に関する取り組みを進めていきます。

^{※1} ○「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会

厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料から

3 計画の位置づけ

- 「北区すこやか・あんしん・支えあいプラン2021」は、地域福祉の推進を目的として「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の2つの計画で成り立っています。両計画は、互いに補完・補強しあう関係にあることから、一体的に策定しました。
- 「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき、区役所が策定する計画です。この計画は、同時に「新潟市総合計画」を踏まえて、地域福祉推進の理念や方針を明らかにし、具体的に推進する観点から福祉分野およびそれに関連する様々な計画や施策を総合的・一体的に定める計画です。
- 「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の趣旨に基づき、区社会福祉協議会が呼びかけて、住民・地域において社会福祉に関する活動を行う者・社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する民間の活動・行動計画です。
- 「地域福祉計画」は、「新潟市総合計画」を上位計画とし、全市横断的な理念、目標を設定し、区計画の具体的な取り組みを後押しする「新潟市地域福祉計画」とともに策定され、「北区の区ビジョンまちづくり計画」の健康福祉分野を具体化した計画でもあります。
さらに、高齢者、障がい者、児童、健康づくりなど、各分野の計画や施策を横断的につなぎ、地域住民の福祉に関連する施策を総合的に推進する、福祉分野の上位計画となっています。

（他の計画との関係（イメージ図））



4 計画の期間

- この計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。
なお、計画の期間内においても、社会情勢の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

平成 21～26 年度 (2009～2014 年度)	平成 27～令和 2 年度 (2015～2020 年度)	令和 3～8 年度 (2021～2026 年度)
第 1 期地域福祉計画	第 2 期地域福祉計画	第 3 期地域福祉計画
	新潟市 地域福祉計画 北区すこやか・あんしん・支えあいプラン (北区地域福祉計画・地域福祉活動計画)	新潟市 地域福祉計画 北区すこやか・あんしん・支えあいプラン 2021
北区すこやか・あんしん・支えあいプラン (北区地域福祉計画・地域福祉活動計画)	新潟市 地域福祉計画 北区すこやか・あんしん・支えあいプラン 2015	北区すこやか・あんしん・支えあいプラン 2021

5 前計画の振り返り

- 前計画の進行管理については、北区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会で行ってきました。
具体的には、第1期・第2期計画で掲げられた取組事業などについては継続して取り組み、第1期計画策定時には課題として現れていなかった孤独死・孤立死の問題、また、新たに地域包括ケアシステムの構築に係る具体的な取り組みなどを盛り込み、推進委員会で検証を行いました。さらに、計画策定後も、毎年出てくる課題を追加しながら進行管理を行いました。
また、「地域福祉活動計画」については、8地区のコミュニティ協議会ごとに地域福祉座談会を開催し、進捗状況や地域課題の把握などの検証を行いました。



地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会

6 SDGsとの関係

○ SDGs(エス・ディー・ジーズ Sustainable Development Goals)とは、すべての国がその実現に向けて目指すべき「持続可能な開発目標」として、平成27年に国連で採択された平成28年から令和12年までの国際目標です。

SDGsでは、貧困撲滅や不平等の解消、環境と調和した都市整備など、17の目標が掲げられており、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現という基本理念は、「地域共生社会」の考え方と一致することから、本計画はこのSDGsの視点を踏まえたものとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4 質の高い教育をみんなに	すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国家間の不平等を是正する
11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12 つくる責任つかう責任	持続可能な消費生産形態を確保する
13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15 陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

※外務省パンフレットから

7 新潟市地域福祉計画の基本理念・目標

- 第2期地域福祉計画の基本理念・基本目標を踏襲しながら、新潟市の現状や国の動向を踏まえ、基本理念と基本目標を定めました。

この基本理念・基本目標は、「地域共生社会」の実現という考え方を加え、市民全体で取り組んでいくことを表現しています。

(1) 基本理念

みんなで創ろう だれもが人や社会とつながり 認め、支えあい
自分らしくいきいきと暮らせる福祉の都市『にいがた』

新潟市に住み慣れた人も、住み始めたばかりの人も、あるいはこれから住む人も、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も「だれも」が本計画の対象です。

そんな「だれも」が、人と人、人と社会がつながり、認め、支えあうことにより、個人の尊厳と多様性が尊重され、自分らしく地域で暮らし、活躍できる「福祉の都市『にいがた』」を、地域住民・地域団体・行政・関係機関を含む「みんな」の力で創造していくという考え方を表現しています。

(2) 基本目標

基本目標1 お互いを認めあい、支えあう意識を持った地域づくり

地域住民、社会福祉事業者、社会福祉活動従事者（以下「地域住民等」という。）が主体となって課題を抱える人に気づき、また、性別や年齢などに関わらず、お互いを認めあい、支えあうことが大切です。

本人のみでなくその世帯や、自ら声を上げることができない人に気づいて手を差し伸べる意識を醸成するという考え方を表現しています。

基本目標2 だれもが地域の一員としてつながり、受け止め、協働する地域づくり

地域において、福祉・介護・介護予防・保健医療・住まい・就労・教育に関する課題や、日常生活を営みあらゆる分野の活動に参加する上での課題、社会的孤立といった課題を、包括的に受け止める体制を整備します。

そのうえで、地域住民等や行政といった「だれも」が、地域の一員としてネットワークを作ることにより、地域住民等が気づいた課題を抱える人・世帯を受け止め、互いに役割や責任を認識し、対等な立場で協力して支援する地域をつくっていくという考え方を表現しています。

基本目標3 地域住民等が役割を持って活躍できる地域づくり

地域住民等が、「支える」「支えられる」という一方向の関係性でなく、それぞれの個性を生かし、役割を持って活躍することのできる地域をつくっていくという考え方を表現しています。

基本目標4 自分らしく安心・安全に暮らし続けられる地域づくり

「気づき」、「つながり」、「受け止め」、「だれも」が役割を持って活躍し、本人の意思を尊重した支援を続けるためには、安心・安全に暮らし続けられる地域が必要であり、そのような地域をつくっていくという考え方を表現しています。

◎基本目標における「地域づくり」の考え方

- ・「地域」は単にエリアを指すのではなく、その地域の住民・地域コミュニティ協議会や自治会などの組織及び生活環境を含む意味で使用しています。
- ・担い手や人材の育成、ネットワークづくりについても、この「地域づくり」に含まれています。

(3) 具体的な取り組み

① 地域共生社会の実現

地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と社会が世代や分野を超えてつながり、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくり、だれもが役割を持って活躍できる「地域共生社会」の実現が求められています。

② 包括的支援体制の構築

地域住民等が主体的に問題を把握し解決を試みる環境や、相談を包括的に受け止める体制、多機関が協働し包括的に支援する体制を構築し、必要な支援を実施します。

③ 社会情勢の変化への対応

社会情勢が常に変化している中でも、既存の施策を推進することを基本としながら、情報通信技術などを活用し、その時々の情勢に合わせた効果的な取り組みを実行することにより、「地域共生社会」の実現に努めます。

④ 基本理念・基本目標と施策の関係性

基本理念・基本目標は個々の施策に直接結びつくものではなく、「地域共生社会」の実現に向け、市民全体で取り組んでいくことを表現しています。その実現のための手段として包括的支援体制を構築し、各福祉施策を相互につなぐことで、相談を包括的に受け止め、多機関が協働して支援を実施します。

⑤ 地域共生社会の実現のための施策及び体系

施策1 地域福祉に関する事業の推進
1. コミュニティソーシャルワーカーの活動支援
2. 地域福祉コーディネーター育成事業
3. 高齢者等あんしん見守りネットワーク事業
4. 民生委員・児童委員の活動支援
5. ボランティアセンターの活動支援
6. 社会福祉法人の地域公益活動支援
施策2 生活困窮者自立支援制度の推進
1. 生活困窮者の早期把握
2. 生活困窮者への適切かつ効果的な支援(住居確保給付金などの事業)
3. 関係機関などとの連携強化
施策3 成年後見制度の推進
1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
2. 協議会及び中核機関の整備
3. 地域連携ネットワークの機能(広報、相談、利用促進、後見人支援機能)
施策4 再犯防止の推進
1. 就労・住居の確保
2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進
3. 学校などと連携した修学支援
4. 特性に応じた効果的な指導の実施
5. 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進
6. 国・民間団体などとの連携強化

第2章 現状と課題

1 北区の概要

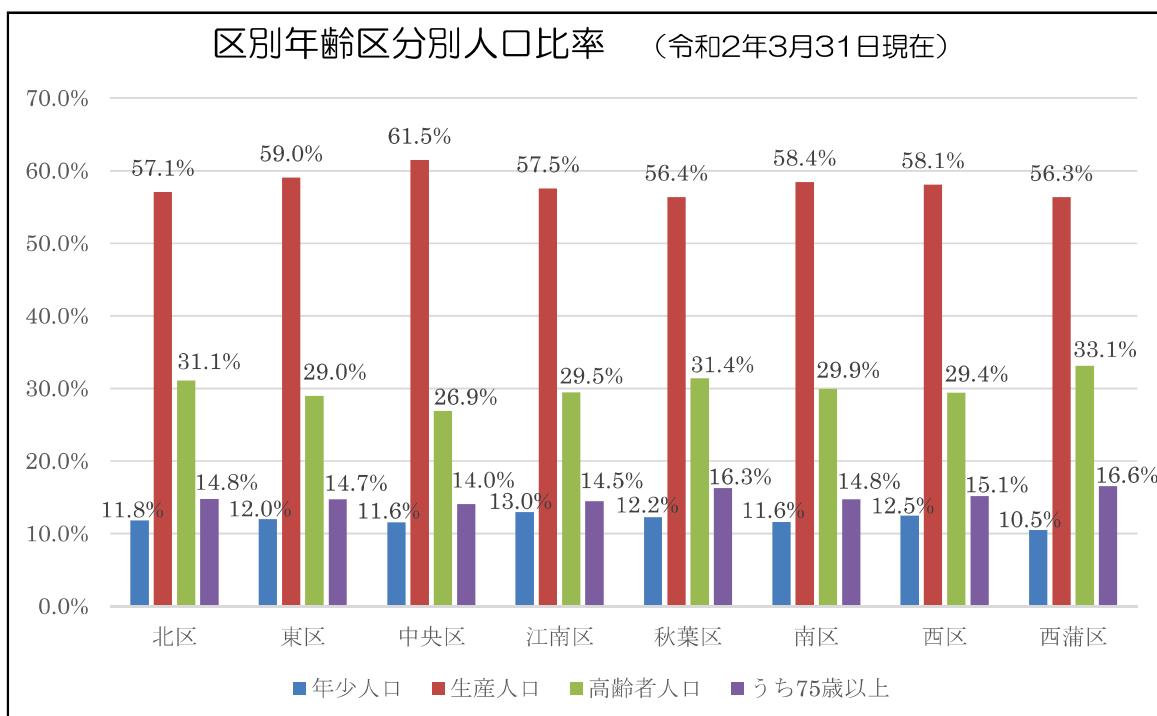
- 北区は、新潟市の北東部に位置し、東は聖籠町・新発田市、南は阿賀野市に隣接しています。西は阿賀野川、北は日本海が広がっています。

新潟市8区の中で西蒲区に次ぐ面積(107.61km²/令和2年10月現在)を占めています。地形は中央部から北部の日本海までに、海岸線と平行に形成された砂丘地帯が発達し、標高20mを超える起伏のある地形もありますが、その他はほとんどが標高0~6mの平坦な地形です。

また、南部には田園地帯が広がっていて、福島潟や阿賀野川など水辺空間を中心とした豊かな自然環境に恵まれた区域です。

- 平成17年には新潟市と旧豊栄市を含む周辺13市町村の合併が行われ、平成19年に政令指定都市となり、旧北蒲原郡西部郷の地域は新潟市北区として再び共に歩み出しています。

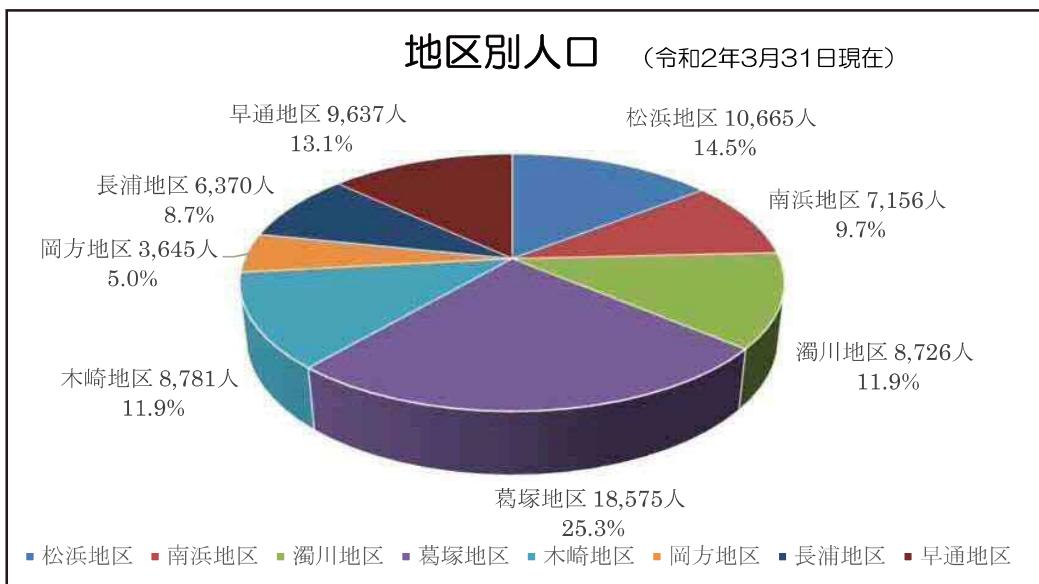
- 令和2年3月末現在の北区の人口は73,598人です(住民基本台帳に基づく)。
6年前の平成26年3月末と比較して、人口は減少し、世帯数は増加しています。
年齢別にみると、15歳未満の年少人口割合は約11.8%、15歳から64歳の生産年齢人口割合は約57.1%、65歳以上の高齢者人口割合は約31.1%で、6年前と比較すると高齢者人口割合が5.7ポイント増え、高齢化が進んでいます。



2 北区の現状と特性

- 地域コミュニティ協議会は、8か所結成されており、地域の福祉・防災防犯・環境美化・青少年育成などに取り組んでいます。
- 地区社会福祉協議会についても8か所設置されています。
- 避難行動要支援者支援制度については、民生委員・児童委員や自治会の協力を得て、高齢者や障がい者など対象者の名簿への登録、作成を行っています。

コミュニティ協議会名	地区社協名
松浜地区コミュニティ協議会	松浜地区社会福祉協議会
南浜地区コミュニティ協議会	南浜地区社会福祉協議会
濁川地区コミュニティ協議会	濁川地区社会福祉協議会
地域コミュニティ葛塚連合	葛塚地区社会福祉協議会
コミュニティ木崎村	木崎地区社会福祉協議会
岡方地区コミュニティ委員会	岡方地区社会福祉協議会
長浦コミュニティ委員会	長浦地区社会福祉協議会
早通地域コミュニティ協議会	早通地区社会福祉協議会



* 人口が極めて少数の町名は人口を公表していないため、地区合計と区の人口は一致しません。

3 現状と課題

(1) 地域福祉

- 平成30年4月に社会福祉法の一部が改正され、地域福祉計画は障がい者や高齢者、児童など、各福祉分野に共通する理念や方針を明らかにする福祉分野の上位計画とされ、計画の策定が努力義務化されました。

それと共に「地域共生社会」の実現に向け、地域課題の解決のため包括的支援体制の整備に努めることとされました。

また、従来、事業を実施するにあたって理解と協力を得るべき存在だった地域住民が、事業者などと連携・協力して、地域福祉の推進に努める主体として位置づけられ、課題の解決を図るよう取り組むものとされました。

- このような中、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と社会が世代や分野を超えてつながり、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくり、誰もが役割を持って活躍できる「地域共生社会」の実現が求められています。

- 本人や世帯が抱える問題は、健康、住まい、就労、教育、孤立、DV、消費者被害、自殺など多岐にわたり、また複雑化しています。

こうした問題は、本人や世帯を制度の枠組みで捉えるのではなく、制度を超えて包括的に受け止めていくことが必要となります。また、その支援においては、生きる意欲や力、希望を引き出しながら、地域住民とのつながりや関係づくりを含め、包括的、継続的に支えていくことが求められています。

- 民生委員・児童委員は、日常の活動の中で、援助が必要な世帯への訪問、相談、関係機関への取り次ぎや、高齢者世帯に友愛訪問やおせちの配付を行い、地域の支援を行っています。

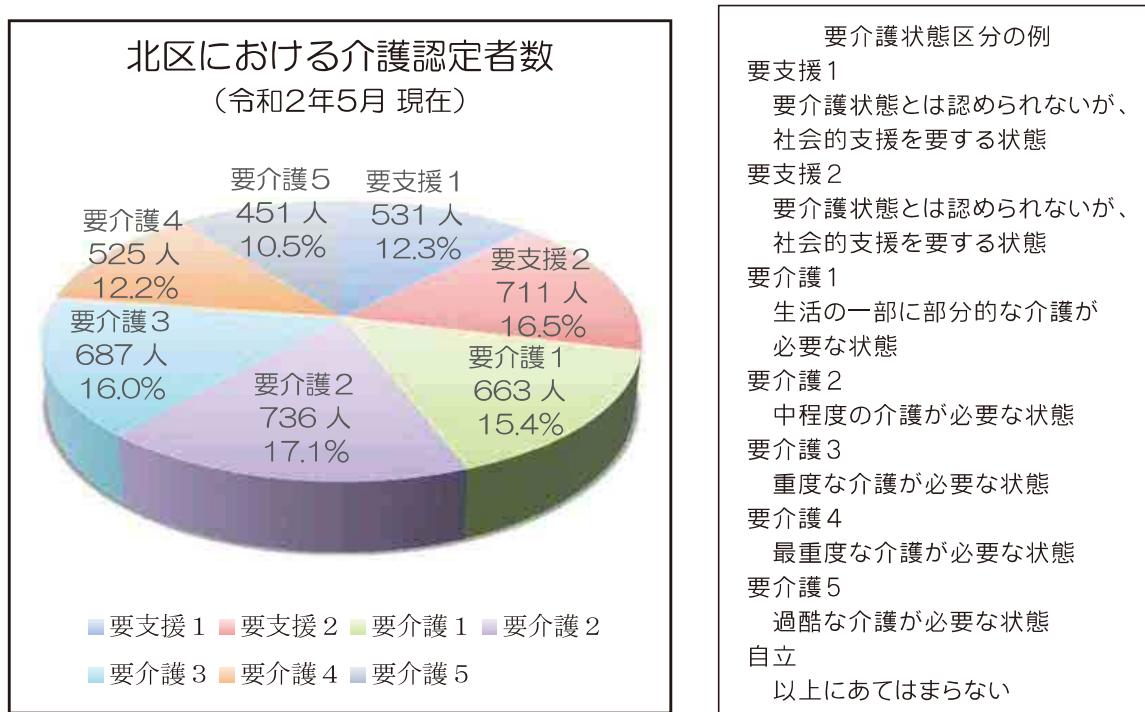
地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の就任状況

(令和2年4月1日現在)

	定 数	委嘱者数	欠 員	充足率
民 生 委 員	99	95	4	96%
主任児童委員	14	14	0	100%
計	113	109	4	96.5%

(2) 高齢福祉

- 令和2年3月の高齢者人口は、平成26年と比較し、3,405人増加しています。高齢化率は、平成26年3月が25.4%、令和2年3月が31.1%と伸びており、平成26年から令和2年の伸び率は5.7ポイントで、8区の中で1番目に高くなっています。
- 高齢者人口に対する要介護・要支援認定者数の比率は、平成26年3月が18.3%、令和2年5月が18.8%と介護認定率が上昇しています。
要介護・要支援認定者数に占める介護度の重い要介護3以上の人数割合が38.6%で新潟市全体の平均値38.3%を上回っています。



- 老人クラブについては、高齢者のライフスタイルが多様化する中で、クラブ数および加入者数は年々減少していますが、クラブ主催事業のゲートボール大会などは、健康新しくに大きな効果をあげています。

老人クラブの推移

	H29	H30	H31	R2
クラブ数	68	61	55	50
会員数(人)	3,204	2,816	2,585	2,309

-
- こうした超高齢社会に対応するため、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に努めています。
 - 高齢者の総合的な相談窓口として、北区には、日常生活圏域3圏域に地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センターでは、社会福祉士や保健師（看護師）、主任ケアマネージャー等の専門職が、介護保険サービスの利用方法や介護予防に関すること、また高齢者の権利を守る成年後見制度など高齢者の生活を支援するため、相談に応じています。
 - また、高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、住民組織やNPO法人などの多様な事業主体を中心に、地域で高齢者を支える仕組みづくりや、医療・介護の連携、ネットワーク形成が求められています。高齢者が病気を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けるためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが求められています。
 - 北区では、在宅医療と介護の支えあいネットワーク「ござれやネット」が医療・福祉の専門職等多職種が連携・協働を図り、誰もが在宅で暮らせる環境づくりと、在宅医療・福祉の連携体制をさらに推進することを目的に、研修会やセミナーの開催、交流等の活動を行っています。
 - また、医療・介護関係者の相談窓口として、在宅医療・介護連携ステーション北を豊栄病院内に開設し、情報提供など支援しています。
さらに、市民を対象に、地域の茶の間や老人クラブ等に出向き、在宅医療・介護に関する講座も開催し、地域の中での支えあいの仕組み「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取り組んでいます。
 - 住民同士の支えあいの仕組みづくりを進めるために、地域包括ケア推進の拠点として設置されたモデルハウス「松浜こらぼ家」は、常設型地域の茶の間として、生活支援、介護予防活動を実施しています。気軽に健康や暮らしの相談ができる場として、保健師や作業療法士などの専門職が定期的に訪れ、相談に応じています。

- 今後も、さらに「地域包括ケアシステム」を進めるため、高齢者福祉だけではなく、広く地域の保健医療と福祉分野にも適用しながら、「地域共生社会」の実現に取り組んでいきます。
- 日常圏域ごとに「支え合いのしくみづくり推進員」を配置し、区民への広報・周知のための出前講座を実施しながら、地域の茶の間の充実と、新たな立ち上げの支援に取り組んでいます。茶の間の参加者の固定化・減少といった課題もありますが、茶の間の交流会などを開催し、団体間による情報交換や課題共有、連携の場づくり等を行うことで、各団体の活動継続・運営等に生かせるよう支援しています。

また、地域住民等のボランティア団体が、日常のちょっとした困りごとに対する活動を行った場合の支援も行っています。現在は4団体が事業を行っていますが、事業の周知を図ると共に、新たに取り組む団体を支援するため、各地域の実情に応じて「助け合いの学校」を開講し、生活支援の担い手育成と支援に取り組んでいます。

地域の助け合いの意識醸成を図り、有償の生活支援を含め、地域の実情に応じて多様な主体が参画し、地域住民による助け合い活動を進めています。



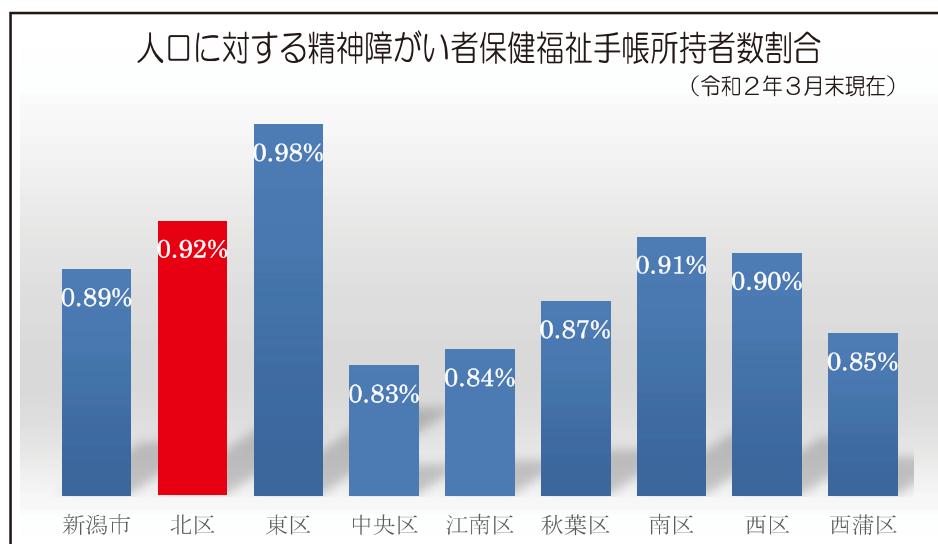
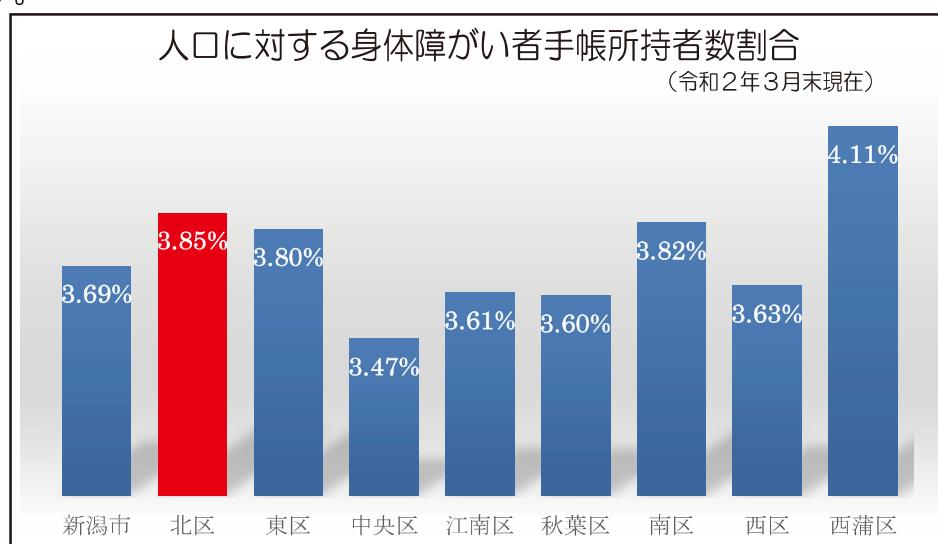
地域の茶の間はまなす会



浦木さわやか会

(3) 障がい福祉

- 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳等の所持者数は年々増加しており、高齢化も進んでいます。
- 北区の人口に対する療育手帳所持者の割合は、他区とほぼ同じ率ですが、身体障がい者手帳及び精神障がい者保健福祉手帳所持者の割合は8区の中でどちらも2番目と高くなっています。
- 障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で快適に生活できるよう、地域における本人・家族への支援体制や多様化するニーズに対応したサービスの充実が必要となってています。



○ 新潟市では、「障がい者地域自立支援協議会」を区ごとに設置し、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で継続して安心した生活を送ることのできる地域社会を実現することを目的に、関係機関が連携・一体となって障がいのある人を支援するため協議を行っています。

その中で、処遇困難ケースにおいては、個別にニーズの検討をするなど、現状ではできない支援（地域課題）を整理・共有し、市の協議会に報告しています。

○ また、地域の総合的・専門的な相談支援の実施機関である「障がい者基幹相談支援センター東」があり、北区と東区を管轄しています。

この「障がい者基幹相談支援センター東」は区の「障がい者地域自立支援協議会」にも参画し、処遇困難ケースの支援・検討等を行うことにより地域の相談支援体制の強化に繋がっています。

○ 在宅で生活する障がいのある人とその家族が、住み慣れた地域で、安心した生活を送るため、平成30年4月に、夜間休日専用のコールセンター「らいとはうす」が設置されました。

「らいとはうす」は、電話相談を基本とし、だれでも利用できる「一般相談支援」のほか、事前登録により、万が一の緊急事態に対応する「個別相談支援」を実施しています。今後も「らいとはうす」との連携を強化し、周知に努めています。

○ 北区社会福祉協議会では、平成30年6月から「ボランティアカフェ」を豊栄さわやか老人福祉センターで開始しました。

「ボランティアカフェ」はボランティアをしてみたい人を中心に、高齢者や、病気や障がいを抱えている人などが、簡易なボランティア活動を通して、交流と自信を深め社会参加を支えることを目的に中間的な居場所として設置しています。

また、ボランティア相談とボランティアの育成にも取り組んでいます。



(4) 子育て支援

- 少子高齢化や共働き家庭の増加など、子どもや子育て家庭をめぐる環境は大きく変化し、児童虐待や社会的擁護、仕事と子育ての両立などが依然として大きな課題となっています。また、深刻化する子どもの貧困や、いじめ、若者の自立支援などへの取り組みも求められています。
- 令和2年3月に策定された「第2期新潟市子ども・子育て支援事業計画（新すこやか未来アクションプラン第2期計画）」では、一人一人の子どもの「最善の利益」を第一に考え、ライフステージに応じた支援を切れ目なく行うと共に、地域力・市民力を生かし、社会全体で子どもの育ちを支援することを目標として、様々な取り組みを行っているところです。
- 新潟市は特に年少人口については減少傾向にあり、引き続き少子化の進行が見込まれています。
就学前児童数が減少する一方で、新潟市でも教育・保育施設の入園児童数は増加しています。働き方や就業形態の多様化に対応し低年齢からの保育や子育て家庭の不安・負担軽減のための一時預かりなど、多様な保育サービスの提供体制を整備し、取り組んでいます。北区でも令和2年1月に病後児保育が開設され保育ニーズに応えています。
- 一方、市内すべての市立保育園を対象に適正配置を進めるため、平成30年10月に「新潟市立保育園配置計画」が策定されました。北区においても施設の老朽化が進行しており対応時期・方針について個別に検討・調整が必要となっています。
- 児童館では、児童への健全な遊びの提供や安心して過ごせる居場所の確保に向けて、ものづくりや親子レクリエーションなど多様な遊びを通じた体験の場を提供するほか、保護者同士の交流や情報交換のための居場所としての活用も図られています。
令和2年3月に策定された「新潟市公共施設の種類ごとの配置方針」では、原則児童館の更新や新設は行わず、学校をはじめとする地域の既存施設を有効活用していくことが示されました。
北区では児童館と児童センターが合わせて4施設あり恵まれた環境にありますが、一部地域に集中しているなど施設配置に偏りがあります。児童館では出前児童館を実施するなど取り組んでいますが、より多くの児童が利用できるよう児童館のない地域にも活動の範囲を広げ、地域や学校、保護者と連携していきます。

- 児童虐待相談件数は、全市的に年々増加しています。令和元年度、北区で新規に受け付けた児童相談の延べ件数は75件で、うち虐待相談は約半数を占めています。虐待の防止が大きな課題となっています。

新潟市北区要保護児童対策地域協議会 実務者会議における進行管理ケース件数

主な内容	人 数				児童の年齢	人 数			
	H28	H29	H30	R1		H28	H29	H30	R1
身体的虐待	8	9	8	3	0歳～3歳未満	6	5	6	11
性的虐待	0	0	0	0	3歳～就学前	6	7	7	8
心理的虐待	9	9	9	12	小 学 生	13	9	9	9
ネグレクト	10	9	12	14	中 学 生	5	5	6	2
要支援家庭	7	6	5	4	高校生・その他	4	7	6	3
合 計	34	33	34	33	合 計	34	33	34	33

- 新潟市では区ごとに、学校、保育園、主任児童委員、区役所、児童相談所などの関係者による児童虐待防止実務者会議や個別ケース検討会議を開催し、児童虐待の防止や早期発見に努めています。

また、平成28年の児童福祉法の改正により、自治体に「子ども家庭総合支援拠点」の設置が義務付けられました。「子ども家庭総合支援拠点」の機能として、地域の子ども・家庭の相談に対する子ども支援について、専門性をもった機関・体制で応じることとされることから、その構築が求められています。新潟市もより充実した支援体制を目指し令和4年度の設置に向けて準備を進めています。

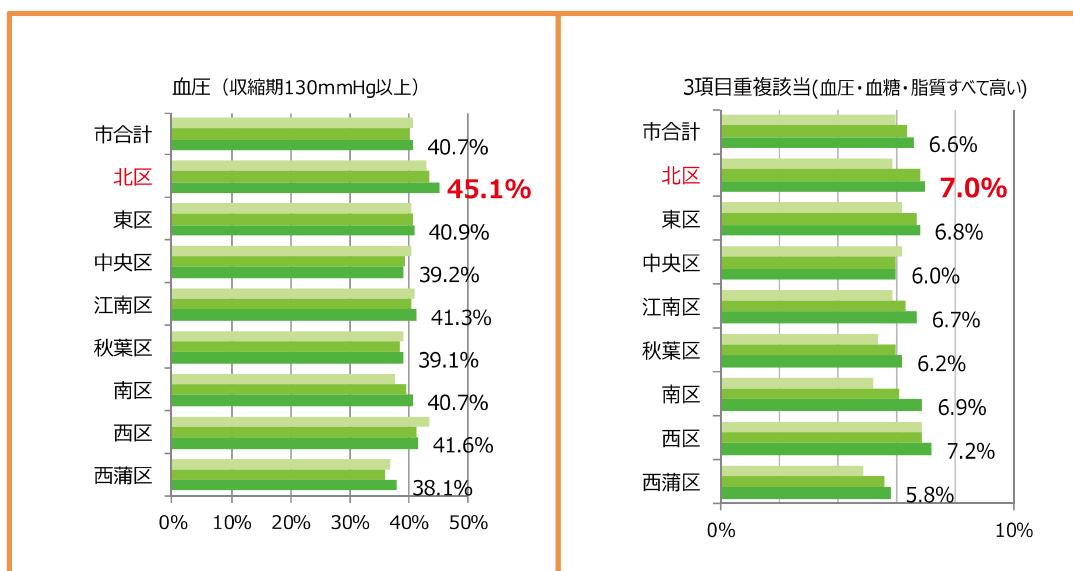
- 放課後児童クラブについては、現在、北区に13のクラブがあります。平成27年度より小学6年生までの受け入れを開始したことにより、狭隘化による施設の整備が課題となっておりますが、順次、整備を行い、充実を図っていきます。

- 北区では、子育て支援として、区民向け・支援者向けの子育て支援講座や、親子で楽しめる子育て応援イベントの開催、子育て情報の発信など、今後も地域や地元大学、事業者等と連携・協力して子育て支援に取り組んでいきます。

(5) 健康づくり

- 北区では、「心不全」「脳梗塞」「脳内出血」「胃がん」で死亡する人の割合が高い傾向にあります。
- 特定健診の平成30年度受診率は33.9%（市平均35.5%）で8区中7位、各種がん検診の子宮頸がんの平成30年度受診率は16.0%（市平均36.5%）で、8区中最下位となっています。
- 健診結果をみると、血圧の高い人の割合が市内で一番多く、血圧・血糖・脂質の3項目すべて高い人の割合も多い状況です。3項目すべてが高いと動脈硬化が進み、脳血管疾患や虚血性心疾患等の重症疾患のリスクが高くなります。これらを予防するには、減塩・運動等の生活習慣の改善が大切です。
- そのため北区では、特定健診の案内も含めた、電話や家庭訪問での受診勧奨、生活習慣病予防や脳血管疾患・高血圧重症化予防を目的とした「健康増進普及講習会」、「生活習慣病予防教室（血圧元気塾）」を実施しています。
また、運動に関しては、取り組みのきっかけとなるよう「始めよう！ウォーキングで健康づくり」、「始めよう運動！健康づくりスタートセミナー」を実施しています。

平成29（2017）年度 健康データ



新潟市健康寿命延伸計画（R2.3月改訂版）より抜粋

（■ H27 ■ H28 ■ H29 グラフ記載の数値は平成29（2017）年を記載）

- 妊娠期から切れ目のない子育て支援として、子どもを安心して生み育てることができるよう、「妊娠・子育てほっとステーション（健康福祉課内）」や、北地域保健福祉センターにおいて「妊娠・子育てプラン」を作成し、支援情報を提供しています。

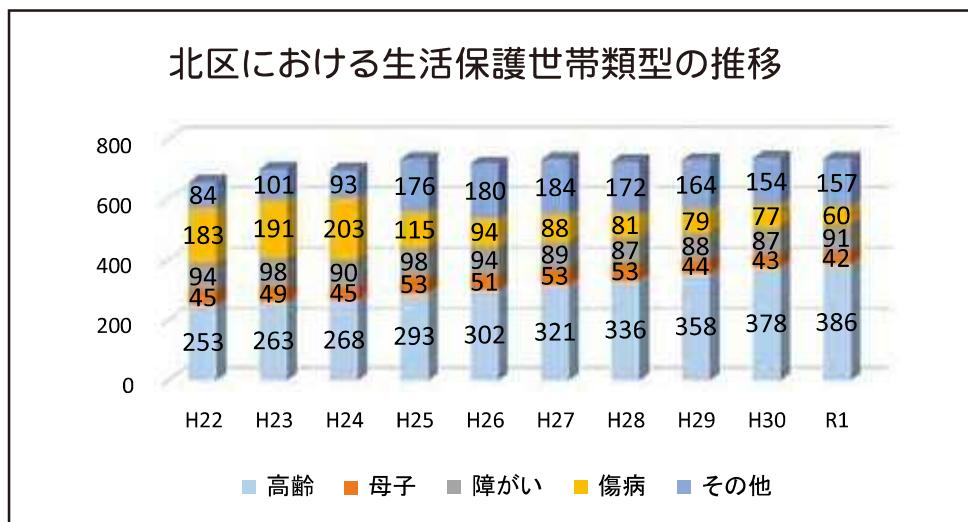
また、母子事業を実施する中では、必要時関係機関と連携し、切れ目のない支援を心がけています。さらに、「妊娠・子育てほっとステーション」にマタニティナビゲーターを配置し、妊娠から子育てまでの相談にワンストップで対応しています。



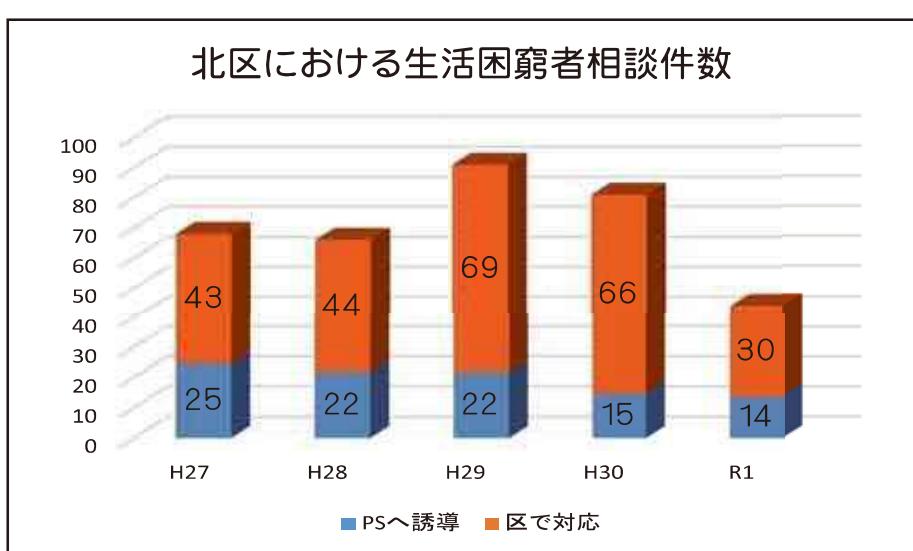
- 高齢化が新潟市全体を上回るスピードで進展している中で、健康寿命の延伸、認知症やフレイル（加齢により心身が老い衰えた状態）等、介護予防の取り組みを地域で浸透させる対策が必要となっています。
- 北区においては、北地区で「フレイルチェック」を令和2年度から実施しています。今後は実施地区を拡大していく予定です。「フレイルチェック」でフレイルの兆候に早く気づき、生活習慣を見直すことで要介護になる時期を遅らせ、健康寿命を延ばせるよう支援していきます。
- 認知機能が低下している高齢者を早期に発見し、認知症への移行を防ぐとともに、認知症の進行を遅らせるため、適切な治療・サービスにつなげる「もの忘れ検診」事業を実施しています。要経過観察・要精密検査者全員に地域包括支援センター等が関わり、必要に応じて地域のサービス利用につながっています。今後も医師会や地域包括支援センター等と連携・協力しながら、啓発活動や地域での認知症予防活動を行っていきます。

(6) 生活困窮

- 生活保護の状況は、平成21年秋以降の急激な景気悪化並びに雇用情勢の悪化により、派遣切りや傷病、親族からの援助打ち切り等による生活保護の新規申請が平成23年度までは急増しました。
- 令和2年3月末日現在における北福祉事務所管内の保護の状況は、被保護世帯737世帯、被保護人員1,032人、保護率約14.0‰(パーセント：千分率)で、昨年と比較して横ばいとなっています。
- 北区の世帯類型には下記の特徴が見られます。
 - ・高齢者世帯が約50%を占め、増加傾向
 - ・母子世帯は5%程度で、減少傾向
 - ・傷病者・障がい者世帯が合わせて25%程度で推移
 - ・H28年度以降その他世帯(20%程度：高齢・母子・障がい・傷病以外)が次第に減少しており、高齢者世帯に移行していると推察されます。
- 平成27年度と令和元年度の生活保護費全体に占める各扶助費の構成を比較すると、生活扶助の割合が33%から31%と減っていますが、医療扶助の割合が51%から53%へ増えています。
- 高齢者世帯の増加に伴い医療扶助の割合も増加していることから、医療扶助の適正化と健康管理支援を推進していく必要があります。
- 令和元年度から、生活保護受給者の健康の保持及び増進、自立支援を目的に、健康管理支援員を配置し、家庭訪問、所内面接、病状調査、受診同行などにより病状等を把握し、健康・医療・生活面からの相談、支援を行っています。
- また、生活保護受給者の自立の促進を図ることを目的に、就労支援相談員を配置し、被保護者の就労支援に関する問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業を実施しています。平成30年度末は全世帯744世帯のうち就労世帯は112世帯でしたが、令和元年度末では全世帯736世帯のうち就労世帯は117世帯で微増となっています。



- 生活困窮者の状況について、日常生活において困りごとや不安を抱えている人からの新規相談は、窓口に生活困窮者相談支援員を配置し相談に応じるほか、困難な相談や自立支援に向けた相談は、新潟市パーソナル・サポート・センター（以下、「PS」という。）へ誘導しています。北区で対応した件数、PSへ誘導した件数ともに減少傾向にあります。一方で、相談内容が多岐にわたると共に複雑化してきており、PSの他、関係機関等と連携し自立に向けた支援に取り組んでいきます。
 - 新型コロナウイルス感染症による影響については、生活保護の相談・申請件数は昨年度と比較しても目立った増加は見られず、昨年度並みの件数でしたが、生活困窮者の早期発見や包括的支援を目的とする生活困窮支援事業の住居確保給付金については、申請件数が全市的に大幅に増加し、令和2年度の4月だけで昨年度一年分の件数を超えるました。
- 今後も、関係機関と連携・協力し、多岐にわたり複雑化する相談に丁寧に応じながら、支援に取り組んでいきます。



(7) 再犯防止

○ 平成28年12月に再犯防止推進法が施行されたことを受け、再犯の防止などに関する施策の総合的な推進を図るため、平成29年12月に再犯防止推進計画が閣議決定されました。

この計画を踏まえ、犯罪をした者等が、孤立せず社会を構成する一員となり、再び罪を犯すことなく、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、以下の重点課題を定めています。

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③ 学校などと連携した修学支援
- ④ 特性に応じた効果的な指導の実施
- ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進
- ⑥ 国・民間団体などとの連携強化

○ 犯罪をした生活困窮者や高齢者・障がい者の再犯防止のためには、必要な福祉的支援に結び付けることが重要です。また、薬物事犯者は、薬物依存症の患者である場合もあるため、薬物を使用しないよう注意喚起するだけではなく、薬物依存症からの回復に向けた支援が必要なことから、犯罪をした者等に必要な保健医療・福祉サービスの利用の促進を図ります。

○ なお、再犯防止施策については、就労や住居、教育など施策が多くの分野に関連し、体系立てて取り組みを進める必要があるため、他の分野別計画などに記載・進捗管理されています。

○ 北区では、犯罪や非行の防止と罪を犯した人達の更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会をつくる運動を実施することを目的とした新潟市北区「社会を明るくする運動」推進委員会を設置し、保護司や保護司会、地域と共に、取り組んでいます。

〈主な取組み〉

- ① 関係機関との連携・協力
 - ・区長への総理大臣メッセージ伝達
- ② 啓発・広報活動
 - ・区だより、ホームページなどへの掲載、中学生と共に食品スーパー店頭での広報活動
 - ・広報誌「あした東」の発行

- ③ 研修会・行事の実施
 - ・矯正施設参観研修、小・中学生による社会を明るくする運動作文コンテストの応募依頼
- ④ 関係組織団体との情報交換会
 - ・防犯懇談会、情報交換会

保護司・保護観察等の件数

		保護司人数	保護観察件数	環境調整件数
新潟東保護区	豊栄	19	7	11
	北地区	9	6	4
	中地区	14	8	8
	大形	6	4	5
	石山木戸	19	12	12
	合計	67	37	40
新潟中央		97	42	38
新潟中蒲		49	11	16
新潟西蒲・南		57	10	17
新潟市合計		270	100	111
新潟県合計		930	316	420

(令和3年1月末現在)

- 保護司及び保護司会が、地域の関係機関・団体等と連携しながら地域で更生保護活動を行うための拠点として、令和元年4月1日に、北区役所市有施設に「更生保護サポートセンター北」を開設しました。地域の中の活動拠点として、今後も有効活用を図りながら活動を支援していきます。



社会を明るくする運動

(8) 成年後見制度

○ 平成28年5月の成年後見制度利用促進法の施行を受け、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。

○ この計画を踏まえ、認知症や障がいなどにより、判断能力が不十分で、自らにとつて必要なことを主張したり、選択したりすることが難しい人が、成年後見制度を利用することにより、尊厳をもってその人らしい生活を継続できるよう支援し、推進していきます。

① 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

支援が必要な人が、本人らしい生活を守るために制度として必要な時に成年後見制度を利用できるよう地域連携ネットワークを構築します。

② 協議会及び中核機関の整備

協力して日常的に支援が必要な人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行うため、チームという仕組みを整備します。

後見の開始の前後を問わず、チームに対し必要な支援をするため、行政や司法、専門職団体、関係団体などによる協議会を整備します。

協議会の事務局としてコーディネートを担う中核機関には、新潟市成年後見支援センター及び新潟市を位置づけ、協議会に参画している団体の連携強化を図り、円滑にチームを支援する体制を整えます。

③ 地域連携ネットワークの機能

地域連携ネットワークの3つの役割を実現するため、地域連携ネットワーク全体で協力・分担し、次の4つの機能を担います。

地域連携ネットワークの3つの役割	4つの機能
権利擁護支援の必要な人の発見・支援	(1) 広報機能
早期の段階からの相談・対応体制の整備	(2) 相談機能
意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築	(3) 成年後見制度利用促進機能
	(4) 後見人支援機能 (不正防止効果)

第3章 北区全体計画

1 基本理念・基本目標



基本理念

「だれもが安心して

基本理念は、前記画の「北区すこやか・あんしん・支えあいプラン2015」の基本理念である「いつまでも安心して健康で暮らせる北区」を踏まえ、統計やアンケートから見えてくる課題、8地区の座談会から見えてくる課題、市の計画における基本理念、ビジョン等、それぞれの視点を加味し、基本理念を作成しました。

理念の実現に向け、4つの基本目標を設置し、それそれに2つの基本方針を掲げました。

基本目標1

気づきあい・思いやり・助けあいの意識を持った地域づくり

だれもがお互いを認め、尊重し、思いやりの関係の中で新たな気づきが生まれ、助けあいの意識を醸成していくことを表現しています。支える人、支えられる人といった関係を超えて、お互いの個性や能力を生かし、高齢者・児童・障がい者などへの制度の縦割りを超えて、それぞれの能力に応じた役割を分担して支援する体制をつくることを目指します。

「健康で暮らせる北区」

新たな基本理念は、多様性を尊重し、国籍、性別、年齢、障がいの有無といった個人の属性にも差別されず、だれもが社会の一員として包み込まれる社会、地域をつくっていくという考え方に基づき、「だれもが」という言葉を入れました。また、「安心して健康で暮らせる北区」は北ビジョンのまちづくりの方針にも挙げられており、前回の理念を引き継いでいます。

基本目標3

だれもが活躍し、意欲にあふれる地域づくり

急速に進む少子高齢化によって生産人口が減少する中で、元気と意欲にあふれた豊かな知識と経験を持つ高齢者がたくさんいます。また、若い世代の中にも福祉の担い手となる人材もいることから、それぞれの能力が発揮できる地域づくりを目指します。だれもがそれぞれの個性や強みを生かして、多様な主体が連携し、支える人、支えられる人といった関係を超えて、地域の一員として活躍することを目指します。

基本目標2

つながり、交流し、支えあう地域づくり

助けあいの意識を醸成しながら、支えられる人も支えられる人もつながり、交流する中でネットワークが生まれ、そのネットワークを生きかし地域の課題を把握し、支援や対応につなげていくこと。また、これまでに開拓のなかつた機関との連携や世代間の交流などによって新たな気づきも生まれ、さらに支えあえる地域とすることを目指します。

基本目標4

健康で安心・安全な住みやすい地域づくり

基本目標1から3までキーワードとして出てきた、気づき、助けあい、つながり、交流し、だれもが活躍し続けるための土台として、健康的に生活を送ることが重要です。さらに、安心安全な地域をつくることが不可欠であり、住みやすい地域づくりを目指します。

2 基本目標ごとの基本方針

基本目標1

「気づきあい・思いやり・助けあいの意識を持った地域づくり」

基本方針1 お互いを認め、尊重しあう関係をつくろう

「地域共生社会」の中で障がいのある人も認知症の人も、それぞれの人権、人格が尊重され、お互いを認めあい、理解しあえる地域づくりに取り組みます。

基本方針2 お互いに思いやり、助けあえる関係をつくろう

課題を抱える人に気づき、また、性別や年齢などの属性に関わらず、お互いを思いやることにより、新たな気づきが生まれ、助けあえる意識が醸成される関係づくりに取り組みます。

基本目標2

「つながり、交流し、支えあう地域づくり」

基本方針1 必要な人に必要な情報をわかりやすく伝える環境を整えよう

障がい者に対するサービスや、介護サービスなど、様々なサービスや制度を必要な人に分かりやすく的確に情報提供できる環境を整えていくよう取り組みます。

基本方針2 地域での相談体制、ネットワークを広げよう

地域における課題を包括的に受け止める体制を整備し、地域の一員として協働し、支援することにより、ネットワークをつくり、広げるよう取り組みます。

基本目標3**「だれもが活躍し、意欲にあふれる地域づくり」****基本方針1 地域福祉活動の人材を発掘・育成しよう**

高齢化が進む中、元気で知識も経験も豊富な高齢者が多くいます。また、地域には様々な福祉の担い手となる人材、若い世代の人材もいます。そのような人材を発掘し、地域の茶の間などを拠点に役割を見い出し、活躍できるよう支援に取り組みます。

基本方針2 だれもが参加し、活躍できる機会をつくろう

認知症の人も障がいのある人もそれぞれが地域の中で役割を持ち、それぞれの能力が発揮できる意欲にあふれる地域づくりに取り組みます。

基本目標4**「健康で安心・安全な住みやすい地域づくり」****基本方針1 健康づくりの意識を高め、みんなで実践を進めよう**

自らの健康状態に关心を持ち、自らの健康状態を把握することにより、自分の健康は自分で守るという意識を育て、健康づくりへの実践につなげるよう取り組みます。

基本方針2 地域の防災・防犯体制づくりに参加し、実効性のある取り組みを進めよう

一人一人が、防災・防犯に关心を持ち、地域の中で見守る体制づくりを進め、安心できる生活環境をみんなで支えあえるよう取り組みます。

3 基本方針・取組事業・成果指標

4つの基本目標それぞれに2つの基本方針を掲げるとともに、具体的な取組事業と、今後の検証に必要となる成果指標を掲げました。

基本目標1

「気づきあい・思いやり・助けあいの意識を持った地域づくり」

基本方針1 お互いを認め、尊重しあう関係をつくろう

区分	取組事業	成果指標
区役所	常設型地域の茶の間運営事業 ・自治会等が運営する地域の集会所や公民館、空き家等を利用した子どもや高齢者、障がい者等だれもが気軽に集まることのできる通いの場の運営を支援します。	実施団体数
区社会福祉協議会	福祉教育の推進 ・小・中学校、団体、企業等の依頼により、地域の社会資源を活用した福祉教育を行います。 地域ふれあい助成事業 ・自治・町内会が行う多世代交流事業が進むことにより、担い手の育成やボランティアの創出につなげ、地域の茶の間などの見守り事業のきっかけになるよう取り組みます。	開催実績 助成事業件数
地域	・障がいや認知症への理解を深めるため、学ぶ機会を設けます。 ・あいさつや声かけの大切さを呼びかけ、隣近所の見守り・声かけ活動を充実していきます。	— —
区民	・障がいや認知症の学びの機会に積極的に参加します。 ・隣近所に積極的にあいさつし、顔見知りの関係づくりを進めます。	— —



地域ふれあい助成事業



松浜こらぼ家

基本方針2 お互いに思いやり、助けあえる関係をつくろう

区分	取組事業	成果指標
区役所	<p>住民主体の支援（訪問型サービスB）事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等のボランティア団体が行うゴミ出しや買い物、電球交換、ペットの世話、雪かき、庭の手入れ等、日常のちょっとした困りごとに対する活動を支援します。 <p>地域包括ケアシステムの推進（モデルハウスの運営）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民同士の「支え合いのしくみづくり」を進めるため、地域包括ケアシステム推進の拠点として、モデルハウスを設置し、地域の茶の間の運営や、生活支援・介護予防活動などを実施するとともに、その活動ノウハウの普及を図ります。併せて、引き続き保健師や作業療法士を派遣して、健康相談や介護予防を実施します。 <p>障がい者の虐待防止の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」についてホームページへ掲載及び各障がい者施設及び事業所等に周知徹底を図ります。 	実施団体数 運営数 実施回数
区社会福祉協議会	<p>地域包括ケア推進に係る生活支援体制整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治・町内会等に対し、「支え合いのしくみづくり」についてのメニュー選択式の出前講座を充実し継続します。また、地域活動の支援及び人材養成にも取り組んでいきます。 <p>友愛訪問事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守りが必要なひとり暮らしの高齢者世帯等を対象に、民生委員・児童委員やボランティアが協力して見守り・声かけを行います。 <p>緊急情報キット配布事業助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の緊急時と見守りネットワークの強化を図るため、自治・町内会を対象に緊急情報キット配布に対する助成を行い、活動を支援します。 <p>子育てサロン事業の推進・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭の不安解消や交流の機会のため、保育ボランティアの協力により区社協直営の子育てサロン「ぴょんきち」を毎月開催します。 	開催実績 実施件数 訪問実施世帯 参加人数 (参加組数)



緊急情報キット配布事業



地 域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の茶の間等、誰もが身近に集える地域の居場所づくりを進めます。 ・コミュニティ協議会広報誌などで、地域の居場所を紹介します。 	—	—
区 民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の居場所に積極的に参加し、顔見知りの関係づくりを進めます。 ・隣近所に対するさりげない見守りについての意識を持ち、お互いにSOSを発信できる関係づくりを進めます。 	—	—



血圧元気塾講和



地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会

基本目標2

つながり、交流し、支えあう地域づくり

基本方針1 必要な人に必要な情報をわかりやすく伝える環境を整えよう

区分	取組事業	成果指標
区役所	<p>福祉サービス制度等の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 「区役所だより」やホームページにより、福祉サービス制度や地域福祉計画・地域福祉活動計画、各種相談窓口等を周知します。 <p>福祉サービス制度等の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民向けに作成した在宅医療に関するパンフレットに添付した「北区で在宅医療を実施する医療機関の一覧」の情報に変更がないか調査し、更新した一覧表を作成、施設や医療機関等へ配布します。 <p>地域福祉計画・地域福祉活動計画等の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会の開催について、「区役所だより」やホームページで周知します。開催後は、会議録や資料等をホームページに掲載し、取り組みの進捗状況について周知を図ります。 <p>地域福祉計画・地域福祉活動計画等の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会と共同で地域福祉座談会を各地区コミ協の圏域ごとに開催し、周知を図ります。 	<p>掲載実績</p> <p>更新実績</p> <p>開催実績</p> <p>開催実績</p>
区社会福祉協議会	<p>地域福祉、ボランティア情報等の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 全世帯向けの広報として「さわやか通信」(区社協だより)や「キラッ☆キタッ」(ボランティア・市民活動センター情報誌)やホームページ等を活用し、地域福祉情報、ボランティア情報等を発信します。 <p>地域福祉推進フォーラム</p> <ul style="list-style-type: none"> 区民への地域福祉に関する啓発・周知の機会として、地域福祉計画・活動計画の推進も踏まえた上で時勢に合ったテーマを設定し、開催します。 <p>北区社協事業説明会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治・町内会及び民生委員等に、社協会員会費・共同募金配分金を財源とした、地域福祉活動に対する各種助成事業について説明会を開催します。 	<p>掲載実績</p> <p>開催実績</p> <p>開催実績</p>
地 域	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティ協議会広報誌などで、地域の福祉情報や活動団体を紹介します。 	—
区 民	<ul style="list-style-type: none"> 区役所だよりやコミュニティ協議会広報誌などに積極的に目を通し、自分に必要な情報を確認します。 	—

基本方針1 地域での相談体制、ネットワークを広げよう

区分	取組事業	成果指標
区役所	<p>地域で暮らす障がい者を支える体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「相談事業所らいとはうす」との連携を強化し、地域で暮らす障がい者が、より安心して生活を続けることができる地域社会の実現を目指します。また、ホームページへの掲載や、各障がい者施設及び事業所等へ「相談事業所らいとはうす」の周知を図ります。 <p>地域包括ケアシステムの推進（「支え合いのしくみづくり会議」の開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「支え合いのしくみづくり推進員」が中心となり、計画的に会議を開催し、既存の取組・組織等を活用しながら、担い手やサービスなどの資源開発、関係者のネットワーク化、地域ニーズの掘り起しを進めます。 <p>子育て応援カフェ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中で世代間が交流し、子育てを支えあう取り組みをモデル的に実施します（早通福祉会館）。 	実施回数 開催回数 開催回数
区社会福祉協議会	<p>C S W地域福祉ネットワーク会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内の関係機関・福祉施設・団体等とのネットワークをより強化し、適切なサービスや社会資源につなぐことができる総合的な相談体制を構築します。 <p>地域の茶の間・友愛訪問事業等見守り団体研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・友愛訪問事業や地域の茶の間等の見守りを行っている団体を対象とした研修会を開催します。地域包括支援センターの圏域ごとに「支え合いのしくみづくり推進員」とも連携しながら、地域的な課題に合わせて情報交換を行います。 <p>北区さわやかなんでも相談所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊栄さわやか老人福祉センター内の「さわやかなんでも相談所」において、心配ごとなどの一般相談をはじめ専門的な相談にも対応した総合相談事業を継続していきます。 <p>高校進学に向けた相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内の各中学校に出向き、高校進学に必要な経済的支援（奨学金等）の情報が学生・保護者に行き渡るようにします。制度の利用を含めた必要な支援を個別の訪問相談という形でコミュニティソーシャルワーカーが対応します（全区共通事業）。 	実施回数 開催実績 相談実績 配布実績
地 域	・地域の中の支えあえる組織づくりを推進します。	—
区 民	・地域の中の支えあいの活動に関心を持ち、積極的に参加します。	—

基本目標3

だれもが活躍し、意欲にあふれる地域づくり

基本方針1 地域福祉活動の人材を発掘・育成しよう

区分	取組事業	成果指標
区役所	<p>大学生による家庭介護セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護について学んでいる新潟医療福祉大学の学生と連携して介護技術等に関するセミナーを開催し、介護の基本的知識やスキルを身に付けてもらうとともに、学生と地域とのつながりを深めます。 <p>児童虐待防止の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北区内の保育園・幼稚園・小中学校・ひまわりクラブ・子育て支援センター・主任児童委員等を対象とした研修会を開催します。 	<p>講座開催数 開催実績</p>
区社会福祉協議会	<p>自治・町内会長地域福祉研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における最も身近な交流や見守りの単位である自治・町内会長向けの地域福祉研修会を開催します。自治・町内会における運営上の課題や、地域での助け合い活動などに关心をより持てるよう取り組みます。 <p>地域福祉座談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北区すこやか・あんしん・支えあいプラン2021」（地域福祉計画・地域福祉活動計画）の進捗評価・推進のため、地域福祉座談会を各地区社協の圏域ごとに開催します。 	<p>開催実績 開催実績</p>
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・市政さわやかトーク宅配便などを積極的に活用し、福祉文化の向上に努めます。 ・地域ごとにボランティア育成講座等を開催します。 	—
区民	<ul style="list-style-type: none"> ・各種講座に積極的に参加します。 	—



自治・町内会長地域福祉研修会



家庭介護セミナー

基本方針2 だれもが参加し、活躍できる機会をつくろう

区分	取組事業	成果指標
区役所	<p>ふゆっこまつり開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸外で遊べない冬の新潟で、親子で思い切り遊べる場を提供し、児童の健全育成と子育て支援を推進します。 <p>障がい者との交流イベントの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北区社会福祉協議会や北区身体障がい者協会などと協力して障がい者などとの交流イベントを開催し、障がいの疑似体験などを通じ障がい福祉への理解を深めます。 	開催実績 開催実績
区社会福祉協議会	<p>サマーチャレンジボランティアスクール（ボランティア体験学習）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟市社協全体の取り組みとして、夏休み期間中に、中・高校生等を対象に福祉施設や企業においてボランティア活動を体験します。 <p>ボランティアきっかけづくり講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の入門講座を開催し、個人で活動するボランティアの育成やグループ化の支援を行います。 <p>ボランティアカフェ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月に1回、ボランティアやボランティアをしてみたい人、障がいがある人などが広報紙などの折り込み作業など行いながら、出入り自由に交流できる場（ボランティアカフェ）を開催します。併せてボランティアの育成につながるようボランティア相談も行います。 	実施実績 開催実績 実施実績
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ協議会広報誌などで、地域のイベント情報などを紹介します。 ・多世代が交流できる祭りやイベントなどを開催します。 	—
区民	<ul style="list-style-type: none"> ・各種親睦団体の会員数の増加に努め、会員相互による支えあいと助けあいを進めます。 	—



ボランティアきっかけづくり講座



ふゆっこまつり

基本目標4

健康で安心・安全な住みやすい地域づくり

基本方針1 健康づくりの意識を高め、みんなで実践を進めよう

区分	取組事業	成果指標
区役所	<p>各種がん検診の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検診カレンダー、区役所だより、コミュニティ協議会広報誌等によるPR活動を実施します。 <p>特定健康診査の受診率向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規国保加入者に対し個別に受診勧奨等を行うとともに、未受診者への電話による受診勧奨(一部業者委託)を行い、受診率向上を目指します。 <p>健康相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊栄健康センター、北地域保健福祉センターにおいて毎月実施します。また、区健康福祉課、北地域保健福祉センター窓口にて随時受付します。 <p>家庭訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身の健康問題について、随時保健師等が家庭を訪問して支援します。 <p>北区もの忘れ検診</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟市国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している北区在住の65歳以上の希望者に対し、認知機能の低下が疑われる人を早期に発見し、適切なサービスにつなげるため、検診を実施します。 <p>始めよう！ウォーキングで健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊栄総合体育館と北地区スポーツセンターと連携し、講習会を実施します。 <p>健康増進普及講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病の一次予防を目的として、運動・栄養等をテーマに講習会を実施します。 <p>生活習慣病予防教室（血圧元気塾）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高血圧に注目した生活習慣病の重症化を予防する教室を実施します。 <p>フレイル予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フレイルチェックの実施と、各種健康教室、講座等を提供し、高齢者自身で生活習慣改善に取り組めるよう支援します。 	<p>掲載実績 受診率 相談実績 訪問実績 受診者数 終了後も運動を継続する参加者の割合 実施回数 開催回数 開催回数</p>
地 域	・コミュニティ協議会広報誌などで、検診日程の周知を図り、受診の呼びかけを行います。	—
区 民	・自ら受診するとともに、知人・友人にも一声かけて一緒に受診します。	—

基本方針2 地域の防災・防犯体制づくりに参加し、実効性のある取り組みを進めよう

区分	取組事業	成果指標
区役所	<p>北区災害対策本部の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北区災害対策本部健康福祉班として、発災時に避難所を開設します。 <p>避難行動要支援者名簿の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に一人でも多くの人命を守る支援体制を整備するため、民生委員と協力し、名簿を作成します。 <p>社会を明るくする運動推進委員会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罪を犯した者等が、孤立せず社会を構成する一員となり、再び罪を犯すことのない、だれもが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、北区内の関係機関等と連携・協力し、保護司会と共に取り組みます。 	— — 開催実績
区社会福祉協議会	北区災害ボランティアセンター研修会	開催実績
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練を継続し開催します。 	—
区 民	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練に積極的に参加します。 ・非常持ち出し袋、避難路の確認・点検を行います。 	— —

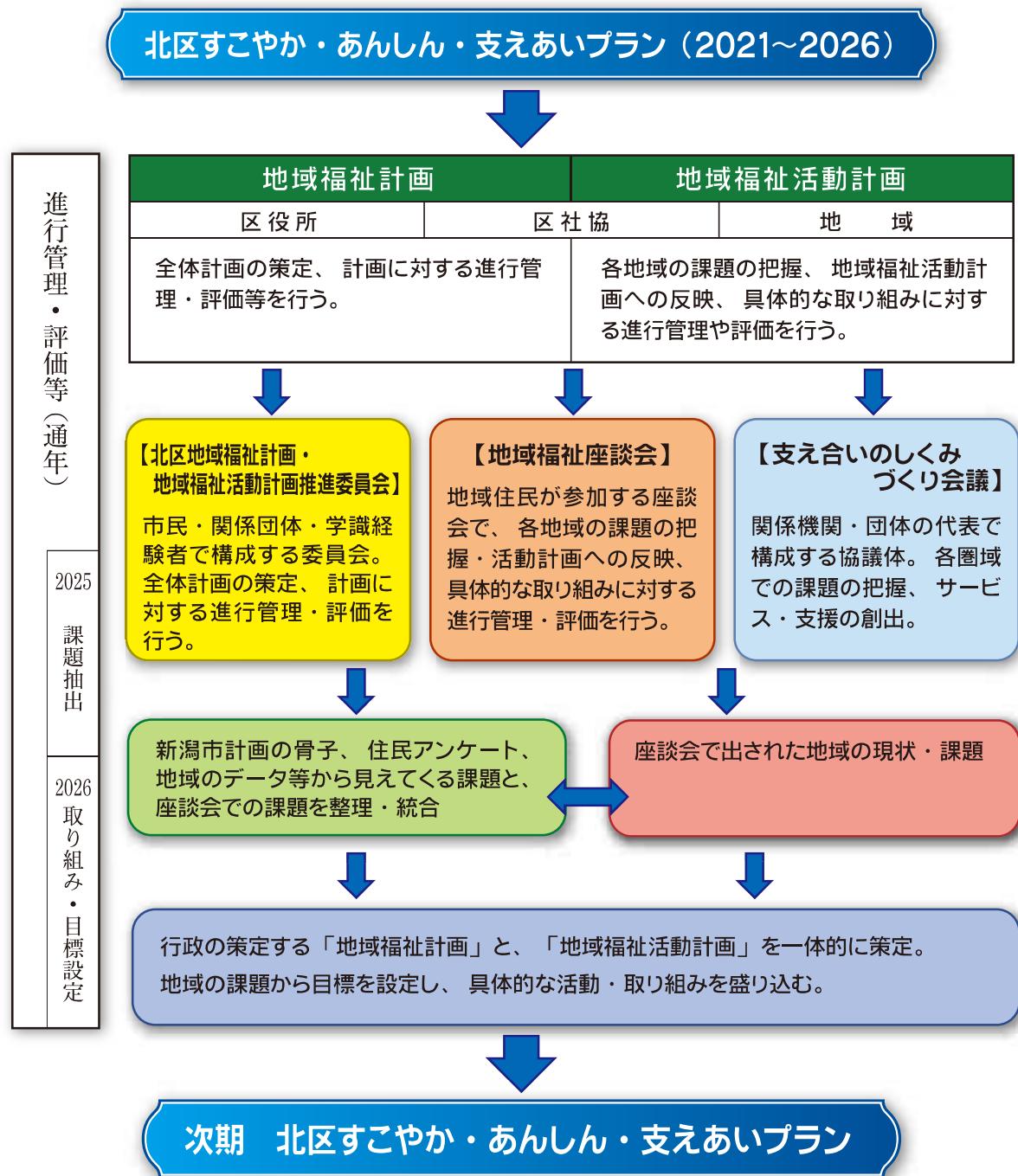


北区災害ボランティアセンター研修会

地域の防災訓練（炊き出し訓練）

4 計画の推進

この計画を、区民の視点で実効性のあるものとするため、有識者や地域団体、関係団体等で組織する「北区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」、地域住民が参加する「地域福祉座談会」において、進行管理や各取組事業に係る成果指標を基とした評価を毎年行います。また、次期計画策定の2年前（2025年度）には課題抽出を、1年前（2026年度）には目標設定を行い、次期計画につなげていきます。





MEMO



第4章 地区別計画

区地浜松



阿賀野川右岸側であり、北地区の行政・商業の中心地となっている。松浜漁港があり、松浜市は、明治6年から始まり現在に至るまで定期的に開かれている。阿賀野川と新井郷川分水路に挟まれた中洲に商店街や住宅地が集積しており、松浜の市街地周辺で宅地開発が進められた。8月に開催される阿賀野川ござれや花火は、県内外の多くの観客から親しまれる、新潟市の一大イベントとなっている。

課題と現状の地域

「高齢独居世帯やごどもへの見守り等の支援が必要」
◇自治・町内会へあいさつ運動の浸透や子子ども、見守り事業を強化する必要がある。
◇住民が認知症を理解する必要がある。
◇外出できない人を支援する必要がある。

『地域で支えるしくみづくり』

◇自治・町内会に福祉部を設置する必要がある。
◇活動を支える担い手を育成する必要がある。
◇若い世代が活動しやすい環境づくりが必要。

- 『災害への備えが必要』
- ◇普段から情報共有や、日常のつながりを意識する必要がある。
- ◇災害時の安否確認の取り組みが必要。

- ◇身近なところに集まれる場所がない。

姿指三

『地域で見守り・助け合いができるまち』

『自治・町内会に 福祉のしくみが あるまち』

『災害時にも 対応できるまち』

量体的な取り組みの方向性

年一回、口川橋の役員会で検証を行います。

証
檢

福祉のしくみのあるまちにしよう！



南浜地区



南浜地域は砂丘と水田が広がる農村部だが、松浜に隣接する太夫浜地区では1980年代後半から宅地開発が進んだ。

島見町・太郎代は新潟東港に隣接し、港周辺には物流団地や工業団地などが整備されている。砂丘地帯でスイカ栽培に適した地区で、新潟市内でも有名な産地。南浜地区コミュニティ協議会と学校との連携が進んでいる地域。

目標

地域の力を総動員、学校と連携して安心して暮らせる地域にしよう！



地域の現状と課題

目指す姿

『災害に対応できる体制と備えのあるまち』

- 『災害時の支援体制の確立や災害への備えが必要』
- ◇実際に効果のある防災訓練が必要。
- ◇災害への備えに対する意識をさらに高める必要がある。

『若い力が育ち、次世代へつながるまち』

- 『若い世代のコミュニティ活動への関心が薄く、参加力がない』
- ◇将来の南浜地域を担う若い世代が、コミュニティ活動に参加するしくみや、参加するためのきっかけが必要。

『困った時に、助け合えるまち』

- 『買い物支援を必要とする人の増加』
- ◇日常の買い物に不便を感じている人に対する支援を考えることが必要。
- ◇移動手段がない高齢者の、社会参加の機会が減少している。

『地域ぐるみで認知症への理解と支援ができるまち』

- 『認知症の方への支援が必要』
- ◇高齢者の増加に伴い認知症の人が増える可能性がある。
- ◇認知症に対する住民の理解をさらに高める必要がある。
- ◇認知症の人が社会交流できる機会が必要。

具体的な取り組みの方向性

検証方法

年1回、コラムの役員会で検証を行います。

- 普段から人のつながりを意識した、実効性のある防災訓練を実施する。
- 非常時に持ち出す物の中身の点検を行う。また、いざという時にすぐに持ち出せるように、分かりやすい場所への保管を住民に呼びかける。
- 緊急情報カードの情報の更新を行う。

- 将来の南浜地域を担う若い世代が、コミュニティ活動に参画できるしくみを検討し、関心を持つてもらう。
- コミュニティや自治会で実施されている各種事業を把握・整理し、若い世代が関心の持てる事業内容を検討する。
- 広報媒体を工夫して、情報発信する。

- 公共交通機関を使った、買い物や外出を支援するしくみを検討する。
- コミュニティとして、住民向けにバス・住民バス活用の働きかけやPRを行う。
- 移動手段がなく、地域の茶の間に参加できない人のために、交通手段を検討し、地域の茶の間に参加できるようにする。

- 学校と連携して、子どもから大人まで認知症に対する理解を推進する。
- 地域行事や地域の茶の間などに、認知症の人等、だれもが参加しやすくなるよう誘い合うなど、参集方法や運営方法を工夫する。
- 地域の居場所情報の整理と見える化を行う。また、自治会等小単位での地域の茶の間開設を推進する。

渕川地区



渕川地域は阿賀野川下流右岸、新井郷川分水路の両岸に位置する。かつては農村部だったが、1970年代から新駒駅北側で宅地開発が進められた。駒南側には県と市により開発された新崎金属工業団地があり、各種製品やメントなどの製造拠点が設けられた。さらに1990年代以降は駒南側でも住宅開発が進んだ。トマトの栽培が特に盛んで、国内いち早く節水栽培を取り組むなど生産技術が高い。渕川自然生態園(トンボ池)などがあり、自然にふれあうことができる。

地域の現状と課題

- 『隣近所との関係づくり』
 - ◇交流を図り、顔なじみの関係が必要。
 - ◇自治会、民生委員と連携協働していくこと良い。
 - ◇団ごとの対応先・つなぐ方法がない。

- 『ボランティア育成と地域活動への参加が必要』
 - ◇子ども会、自治会活動のまとめ役、リーダーが必要。
 - ◇世代間交流が必要。
 - ◇男性参加の工夫が必要。

- 『身近に集う場があり、隣近所で助けあえるまち』
 - ◇除雪・災害時の避難に不安がある』
 - ◇随時、自由に参加できる場が欲しい。
 - ◇除雪に不安がある。
 - ◇自分で避難できるか分からぬ。

- 『子どもと子育て世代への支援が必要』
 - ◇PTAとコミ協、自治会、老人クラブ等とのつながりが必要。
 - ◇三世代交流が必要。
 - ◇子どもも参加できるサロンが必要。

- 『『顔の見える
関係づくりを
推進するまち』』

- 『人材を発掘・育成し、
人と人との交流が
盛んなまち』

- 『身近に集う場があり、
隣近所で
助けあえるまち』

- 『子どもたちも
いきいきと
育つまち』

目標

顔の見える関係づくりを推進し、隣近所で助けあえるまち！



具体的な取り組みの方向性

- 隣近所との挨拶、顔見知りの関係づくり、声掛けなど、住民意識を向上させる取り組みを継続実施する。
- 団ごとの課題別につなぎ先を載せた、分かりやすい相談一覧を作る。
- コミ協広報誌や自治会便りは、受け手に关心を持つてもらえる読面づくりに努める。目につきやすい周知方法にする。

- コミ協や社会教育性進委員会や自治会等が実施する各種事業に、子育て卒業世代が参画できるしくみを設ける。誘い掛けを工夫する。地域をより知ることで地域住民や民生委員どつながら、連携することで、ボランティア活動へつなげていく。
- ボランティアの育成講座等をコミュニティ協議会で開催する。

- 誰もが集える場所をつくり、住民へ情報発信する。
- 他地区の実践事例を学ぶ機会を設け、活動につなげる。
- 自治会の理解の促進を図り、地域それそれできることに取り組む。

- 地域で子どもから高齢者まで見守りあえるしくみについて検討する。
- 子ども関係のボランティア活動について、住民へ周知し協力を促す。
- 教育コーディネーターと連携し、コミュニティ行事への参画を学校関係者に促す。

年一回、コミ協の役員会で検証を行います。

検証方法

葛塚地区



南側には福島潟が位置し、中心市街地とそれを取り巻く水田で構成されている。中心は古くからの市街地で葛塚市（五十の市）は住民に親しまれている。3つのコミュニティ協議会で構成され、地域の防犯や交通安全、見守り活動、自然環境を生かした様々な活動を通して住民の安心と安全のための地域づくりを展開している。

目標

**住民の安心と生きがいを大切にする
支え合いが広がるまち！**



地域の現状と課題

目指す姿

具体的な取り組みの方向性

検証方法

地域福祉座談会を開催し検証します。

『困ったときの相談先がわかりにくい』
◇高齢者や子育て世代等は困ることがあっても迷惑をかけるから周囲に言えない。

『誰もが
わかりやすい
情報発信のある
安心なまち』

- コミ協や自治会の広報紙について、読み手の現状を把握するため、アンケート調査による検証を行う。その結果を踏まえ伝える内容や方法等について検討をする。
- コミ協や自治会等各広報紙にわかりやすい多様な（多世代・外国人向け）相談先に関する記事を掲載する。

『障がい者への理解が必要』
◇地域で交流する機会が少ない。

『障がいを理解し
自然な配慮ができる
思いやりのあるまち』

- イベントや住民の集まる場で、障がい者と交流する機会を増やし、地域で障がいについてより一層の理解を進める。
- コミ協事業等において、障がい者がともに活動に参加しやすい環境を整える。
- 障がい者を支援する活動に住民が積極的に協力する。

『自治会・住民・民生委員等が
連携した支え合いのしくみづくり
が必要』
◇除雪やゴミ出しなど生活支援の組織が必要。

『多世代での
活動が広がる
支え合いのまち』

- コミ協等の活動の継続及び自治会の組織をつかした新たな支え合い活動につなげる。
- 若い世代の活動への参加・関心を持つてもらうための工夫をし担い手を増やす。
- 地域の中の支え合える組織づくりを推進する。

『多くの団体の高齢化が進み
活性化が必要』
◇誰もが参加しやすい会があると良い。
◇担い手の高齢化と若い世代の参画のため個別の働きかけの継続が必要。

『住民誰もが
交流と出会いの
あるまち』

- 多様で年代にとらわれない、誰もが参加しやすい親睦団体（茶の間・サロン・サークル等）の活動を活性化させる。
- 地域や自治会で次世代への働きかけを継続し担い手を育成する。
- 集いの場の見える化と情報発信を進める。

木崎地区



かつて新発田街道や新発田川の交通拠点・宿場として栄えた地域。1970年代からは旧国道7号沿いで宅地開発が進みペッドタウンとして成長した。コミュニティ木崎村は令和2年度に創立20周年を迎える、「安心・安全な地域づくり」「温もりがあり支え合える地域づくり」「地域の宝である子供たちの健全育成支援」を理念に活動を推進している。

目標

誰もが安心して住むことができ、
多世代の交流が活発なまち！



地域の現状と課題

『地域の認知症の現状と
関わり方がわからぬ』

- ◇高齢者独居世帯が増えている。
- ◇認知症に対する意識はまだ低い。
- ◇認知症の人の声を生で聞く機会が必要。

『認知症の人と家族に
やさしいまち』

目指す姿

『見守りネットワークの充実等
支え合いのしくみづくりが必要』

- ◇自治会長が単年度で交代するので、
前年度の譲襲になってしまふ。
- ◇近所とのつながりが年々希薄になっている。

『地域で見守り
助け合いができる
思いやりのあるまち』

『住民のやる気と役割を
大切にするまち』

『ボランティア活動につながる
ためのきっかけづくりが必要』

- ◇地域の茶の間の担い手等
ボランティアが高齢化している。
- ◇若い世代のボランティアに対する
意識の把握が必要。

『子ども、高齢者、誰もが
集まる場所が不足している』

- ◇学校事業を通じた交流活動がなくなつた。
- ◇既存の茶の間・サロン活動を
どのように守っていくかが課題。

具体的な取り組みの方向性

検証方法

コミュニティ木崎対象員会・運営委員会で年一回検証します。

- 認知症に関する相談窓口の周知を継続し、多世代に向けた認知症サポーター養成講座を様々な機会で意識のレベルに合わせて開催する。
- コミ協等で大学等と連携した認知症をテーマとした講座を開催し、認知症に対する理解度の向上を図る。

- 支え合いのしくみづくりについて検討を継続し、地域の中での理解、周知を行ながら具体的な活動につなげていく。
- あいさつ、見守り、声掛けが多くなるような住民全体会の啓発活動を継続する。
- 自治会内に福祉分野を担当する部門の設置を励行し地区全体でネットワーク化を図る。

- ボランティア活動の担い手や運営リーダーの育成を行うために、若い世代が参画しやすいしくみづくりや工夫を行う。
- 地区内の全住民を対象に、ボランティア活動、福祉活動、コミュニティ活動に関する意識調査を実施し、対策を検討する。
- リーダーや担い手育成の研修会を開催する。

- 自治会やコミュニティ等で多世代交流事業を充実させ、地域住民が集う場を大切にする。
- 集いの場の情報を整理・見える化とコミュニケーション等を通じて住民への情報発信に努める。

四方地区



阿賀野川右岸に位置する平坦な地域で、美しい田園風景が広がっている。主要産業は農業で、稻作兼業農家が多い。少子高齢化が進んでおり、高齢化率も高いが、地域全体での支援いや見守り活動が広がっている。公共交通では、デマンド交通が運行され、地域の足として活用されている。

目標

**いつでも進んで助ける、
子ども・大人を大切にするまち、されるまち！**



地域の現状と課題

目指す姿

『いつでも声を
かけあえる
顔の見えるまち』

『隣近所の関係性が希薄になってきていて、
日ごろからのつながりが必要』
◇高齢者の孤独や孤立を防ぐためにも、日ごろ
からの声かけが必要。
◇災害発生時や緊急時は対応に不安がある。

『誰もが地域の中で
活躍できる
場のあるまち』

『高齢男性等の外出する機会や
活動する場所が少ないので、
活躍できる場や交流の場が必要』
◇団塊の世代の男性は取り込むことが困難。
◇活動に伴う楽しみがないとなるか外出しない。

『みんなで学び合い
助け合えるまち』

『ボランティア人材を活動につなげる
情報発信の工夫と意識醸成が必要』
◇各種講座は開催されているが、広く募集をし
ても、周知の割に参加につながっていない。
◇活動者同士のモチベーション向上が必要。

『誰もが気軽に
集まる身近な
居場所があるまち』

『地域の茶の間の参加者が減少しており、
担い手育成も必要』
◇参加者が固定化している。
◇新規参加者が入りづらい雰囲気がある。
◇運営担当者の負担感を減らす工夫が必要。

具体的な取り組みの方向性

検証方法

年1回、四方地区コラボディ委員会で検証を行います。

○隣近所での顔の見える関係づくりやつながりを深めつつ、必要に応じてならネットワークの要支援者名簿を運動して活用する。
○自治会役員等と民生委員で要支援者の情報を共有・協力できるような体制づくりに取り組む。
○地域の行事や活動に参加して、実際に顔を合わせることで多世代のつながりを深める。

○活動することだけでなく、活動に伴う楽しみを取り入れる工夫をする。
○学校と地域が連携し、授業で地域の人が活躍する場をさらに推進する。
○地域の伝統行事・芸能活動を継承する中で、目的や役割分担を明確にして、多世代が広く集まる行事等を積極的に開催する。

○講座名は具体的なわかりやすいネーミングにするなどして、参加者が参加したくなるような、興味が湧くような工夫をして情報発信する。
○お互いの活動を情報共有できるような場や交流の場の開催を検討する。
○地域の人材が講座等の講師として活躍できるしくみをつくる。

○地域の茶の間に継続性を持たせるためにも、新規参加者が入りやすいように内容に工夫をして開催する。
○担い手と参加者の区別を超えた、「全員参加」による地域の茶の間の運営を広める。
○助成金の複雑な申請事務を整理し、必要に応じて説明会を開催する。

長浦地区



北区南東部に位置し、18の自治会で構成されている。昭和後半から平成にかけて造成された住宅地とこれを囲むように、自然豊かな田園、農村地帯が広がっている。
長浦コミュニティ委員会では、地域の防災、防犯、交通安全活動や長浦地域の文化祭事業、地域福祉活動として、多世代交流（納涼会、お茶の間サロン、クリスマス会）を行っている。

目標 誰もが幸せに過ごせる地域にしよう！



地域の現状と課題

目指す姿

具体的な取り組みの方向性

検証方法

年一回、地域福祉座談会で検証を行います。

- 『高齢者の社会参加の増進』
 - ◇老人クラブのメンバー高齢化・固定化。活動も以前と比較すると停滞している。
 - ◇高齢者への情報提供方法検討が必要。
 - ◇独居高齢者や日中独居高齢者の困りごとが見えにくく。

- 『他団体と連携をしながら、地域の居場所の継続・拡充』
 - ◇多世代交流や地域の茶の間は多く行われている。今後も継続が重要。
 - ◇活動者の横のつながりや連携が必要。

- 『老人クラブへの新規加入やメンバーアー増を目的とせず、高齢者が社会性を持つための一つの手段として捉え、粹にとらわれない活動を推進する。
- ◇高齢者が社会性をもつため一助となるよう啓発、情報発信を継続する。
- ◇地域の茶の間やサロン、地域の行事等を通じて、世代を超えて集まる機会を増やす。

- 『若い世代も住みたい地域にするために地域の活性化』
 - ◇子育てサロン等の居場所を紹介するガイドマップは作成されているが、更新がされていない。
 - ◇自らから「助けて」と言える「地域づくり」「気風」が必要。

- 『誰でも気軽に集える居場所がいつでもあるまち』

- 『自治会やコミセン等では、様々な多世代交流事業や地域の茶の間が行わされている。今後も継続していくように、担い手育成と体制基盤の充実と強化を図る。
- ◇担い手交流会や他地区の視察等を行い、運営の工夫に努め、誰もが参加しやすい居場所づくりを推進する。
- ◇活動団体のリーダー交流会やつながりの機会を設ける。

- 『認知症への理解をより深めることが必要』
 - ◇高齢者の増加に伴い、認知症の方も今後増える可能性がある。
 - ◇認知症に対する住民の正しい知識と理解をさらに高めることが必要。

- 『団体や組織毎で認知症に関する学びの機会を設ける。
- ◇学校と連携して、子どもや親等の若い世代へも認知症に対する理解を推進する。
- ◇地域行事や地域の茶の間などに、認知症の方等、誰もが参加しやすくなるよう、地域全体でサポートする。



早通地区

平成29年にオーブンした早通健康福祉会館は地域の交流活動拠点として多世代にわたり多くの住民から利用されています。早通地域コミュニティ協議会では、住民が「安心・安全」に暮らせるよう「地域の活性化」を図ることを目的として「防災訓練」や「早通ふるさとまつり」「ビッグクリスマス」など様々な活動を展開している。

目標

**つながり、さえあい
笑顔があふれるまちにしよう！**



地域の現状と課題

目指す姿

『困ったときの相談先や
地域の情報などがわかりやすく
伝わることが必要』
◇広報紙などは活字が多いとあまり見れない。
◇情報誌の作成メンバーに若い人を加える必要がある。

『わかりやすい
内容と声かけで
情報が
行き届くまち』

『見守りネットワークの充実が必要』
◇自治会や福祉会館を拠点とした見守りが必要。
◇住民同士がつながる自治会・コミ協等の福祉活動の活性化が必要。

『ふだんの活動から
見守りネットワーク
が広がるまち』

『支え合いのしくみづくりの
活動の充実と意識醸成が必要』
◇支え合いの新たな担い手の掘り起しが必要。
◇支え合いのしくみづくりの必要性について住民へ周知が不足している。

『みんなで支えあえる
やさしいまち』

『多世代の住民が集まる活動や
交流できる拠点が必要』
◇多世代が集まる場が必要。
◇若い世代や男性にもっと施設を利用してもらいたい。

『多世代交流と
多機関の協働が
さかんなまち』

具体的な取り組みの方向性

検証方法

年に1回地域福祉座談会を開催し検証します。

○活字の大きさを見やすく工夫し、受け手が活用しやすい情報の提示方法を考える。
○幅広い世代に読んでもらえるように、様々な機関の情報を集めた掲載の工夫に取り組む。
○広報紙について、読み手の意識に関するアンケート調査を行う。
○情報を的確に伝えるために、情報が伝わりやすい方へのつなぎ（ワンワッショング）の工夫をする。

○コミ協や自治会、早通健康福祉会館それぞれの活動を通して見守りの意識を持ち、地域全体で見守りネットワークの充実に取り組む。
○若い世代が見守りや支えあいの活動に参加しやすいように、直接声掛けをしたり世代に合ったPRの工夫をする。

○支え合いのしくみづくりをさらに広めるために、広く住民に参加してもらえるようなボランティア（地域活動）研修会を開催する。
○ささえネットの活動が、自治会や地域住民へ広く理解されるように、活動の内容や実績を広報紙や集いの場、ボランティア研修会等で周知し、活動の充実を図る。

○コミュニティセンターや健康福祉会館などの施設において、若い世代が利用しやすいような利用導進に向けた取り組みを行う。
○施設や学校が単独ではなく地域との協働を含めた交流を今後も継続して行う。



MEMO



資料編

計画策定関係資料

1	北区すこやか・あんしん・支えあいプラン2021の計画策定経過	64
2	北区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会開催要綱	65
3	令和2年度 北区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員名簿	67

統計データ

1	人口・世帯数	68
2	出生数・死亡数	70
3	介護保険認定者数	71
4	障がい者手帳等所持者数	72
5	年齢別入園児童者数	75
6	児童扶養手当受給者数	76
7	虐待対応件数	77
8	保護世帯数	78
9	自殺者数	79
10	各種健診受診率	80
11	成年後見制度利用実績数	84

計画策定関係資料

1 北区すこやか・あんしん・支えあいプラン2021の計画策定経過

	平成30年(2018)年度	令和1年(2019)年度	令和2年(2020)年度
計画推進委員会	<p>H30.5.28： 第1回委員会 H29年度の事業報告とH30年度の取り組みの進捗と評価。</p> <p>H31.2.8： 第2回委員会 H30年度進捗状況</p>	<p>R1.6.28：第1回委員会 新委員の体制、昨年度の区・社協の取り組みの進捗と評価、 今年度の取り組み、次期計画策定スケジュール</p> <p>R1.12.17：第2回委員会 ① 区・社協の主な取り組みの評価と課題 ② 地域福祉座談会開催状況等の報告 ③</p> <p>R2.2.27：第3回委員会 市の計画の基本理念・方針を踏まえ、座談会やアンケート・各種データ等から見える課題から北区の基本理念・基本目標・方針の骨子(案)を定める。</p>	<p>R2.5.27：第1回委員会（書面協議） 次期計画の基本理念及び目標・基本方針について 令和1・2年度の計画推進のための取り組みについて</p> <p>R2.11.27：第2回委員会 「地域福祉計画」(素案)と「地域福祉活動計画」(素案)確認。</p> <p>R2.12：議会報告・パブコメ・意見集約</p> <p>R3.2.10：第3回委員会 次期「北区すこやか・あんしん・支えあいプラン」(最終案)を委員に諮る。</p>
地域福祉座談会	<p>11～12月： 地域福祉座談会の開催 各コミ協の地区別活動計画の取り組みに対する振り返りと、現状と課題の整理、検討</p>	<p>地域福祉座談会の開催(1回) 「地区別課題の振り返り」と「取り組みの現状確認」について 前年の座談会・支え合いのしくみづくり会議での地区別課題の共有と各地区的取り組みの現状の確認 「課題に対する取り組みの検討」 ① 地区別課題解決のため、自分たちに何ができるか ② 取り組みの具体化</p>	<p>地域福祉座談会の開催(1回：少人数の開催又は書面での意見集約) H30・R1年度の地区別の課題と課題解決のための具体的な活動提案について、各地区的地域福祉座談会で意見を出し合い、その内容を「地域福祉活動計画」(素案)としてまとめる。(10月まで)</p>
支え合いのしくみづくり会議	<p>3圏域において、年間数回の検討会を実施。 各圏域での検討内容・課題、取り組み事例を座談会で共有・検討する。</p>	<p>各圏域において、地域福祉座談会への参画。 各圏域の支え合いのしくみづくり推進員(SC)と構成員が地域福祉座談会に参加し、当該地区での検討内容・課題取組事例等を情報提供し、かつ地域代表の方と一緒に理解を深め「地域福祉活動計画」に盛り込む。</p>	<p>各圏域において、年間数回の検討会を実施。 各圏域の支え合いのしくみづくり推進員(SC)と構成員が地域福祉座談会に参加し、当該地区での検討内容・課題取組事例等を情報提供し、かつ地域代表の方と一緒に理解を深め「地域福祉活動計画」に盛り込む。</p>

2 北区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北区地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を推進していくにあたり、次に掲げることについて、市民、関係団体、学識経験者からの幅広い意見を聴取するため、北区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を開催する。

- (1) 計画に対する進行管理と評価に関すること
- (2) 計画実践の支援に関すること
- (3) 計画の策定に関すること
- (4) その他計画推進に関すること

(委員構成)

第2条 委員会は、委員20人以内をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 地域福祉関係団体の代表者
- (2) 地域福祉関係事業者の代表者
- (3) 地域住民団体の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 市民
- (6) 前各号に掲げるほか計画の推進に関して知識・経験を有する者

(委員任期)

第3条 委員の任期は、原則2年とする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会には委員長1名及び副委員長2名以内を置き、委員長は委員の互選によって定める。また副委員長は委員長の指名によって定める。

2 委員長は、推進委員会の会議を進行する。

2 副委員長は、委員長が欠けるとき、又は委員長に事故があったときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会は、必要に応じて市長が招集する。

2 市長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

(分科会)

第6条 推進委員会は、具体的な計画の推進や課題を個別に検討するため、分科会を開催することができる。

(守秘義務)

第7条 推進委員会委員及び分科会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 推進委員会の事務局は北区役所健康福祉課及び北区社会福祉協議会に置く。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は北区役所健康福祉課で行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要綱施行後最初に選任された第3条第2項の委員の任期は、第4条の規定に関わらず平成23年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱施行後、新たに選任された委員の任期は、第3条第1項の規定に関わらず、平成27年3月31日までとする。

3 令和2年度 北区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員名簿

氏名	所属	役職等
星野 千ミ子	松浜地区コミュニティ協議会	福祉部部員
荒井 春代	南浜地区コミュニティ協議会	福祉部会 太夫浜婦人会副会長
峯村 秀美	濁川地区コミュニティ協議会	福祉部委員
松田 正實	地域コミュニティ葛塚連合	会長
帆刈 治男	コミュニティ木崎村	福祉部副部会長
蒲澤 英一	岡方地区コミュニティ委員会	保健福祉部会長
曾我 幸藏	長浦コミュニティ委員会	地域福祉部部長
上村 洋一	早通地域コミュニティ協議会	副会長
佐藤 勝浩	居宅介護支援事業所新潟北愛宕の園	介護支援専門員
曾我 美枝子	豊栄歩みの会	副会長
貝沼 英樹	新潟市北区老人クラブ連合会	会長
渡邊 則子	新潟市食生活改善推進協議会	北支部副支部長
青柳 親房	新潟医療福祉大学	教授
斎藤 敏昭	北区民生委員児童委員連絡協議会	会長
佐藤 正見	北区民生委員児童委員連絡協議会	副会長
小川 悅子	特定営利活動法人新潟県ワーキング ウーマン・サポートセンター	三ツ森児童館館長
工藤 真美	支え合いのしくみづくり会議 (北区社会福祉協議会)	支え合いのしくみづくり推進員 (生活支援コーディネーター)
岩名 朝子	公募委員	
佐藤 環	公募委員	

統計データ

1 人口・世帯数

(1) 年少人口割合、生産人口割合、高齢者人口割合(後期高齢者人口割合)

① 新潟市 区別人口

出典：住民基本台帳人口(年齢5歳階級別町丁別人口統計)

平成26年3月31日現在

	年少人口 (14歳以下)		生産人口 (15歳~64歳)		高齢者人口 (65歳以上)		後期高齢者人口 (75歳以上)		人 口	世帯数
		人口比率		人口比率		人口比率	(うち数)	人口比率		
新潟市	101,103	12.6%	496,811	61.8%	205,422	25.6%	103,159	12.8%	803,336	324,633
北 区	9,639	12.5%	47,714	62.1%	19,497	25.4%	9,292	12.1%	76,850	27,784
東 区	17,847	12.8%	86,151	62.0%	34,890	25.1%	16,745	12.1%	138,888	58,795
中央区	21,197	12.0%	111,407	63.3%	43,305	24.6%	21,992	12.5%	175,909	83,653
江南区	9,386	13.5%	42,370	61.1%	17,557	25.3%	8,576	12.4%	69,313	25,649
秋葉区	10,022	12.8%	46,586	59.6%	21,581	27.6%	11,463	14.7%	78,189	28,455
南 区	5,616	12.1%	29,337	63.0%	11,611	24.9%	6,326	13.6%	46,564	15,176
西 区	20,477	13.0%	96,479	61.3%	40,377	25.7%	19,879	12.6%	157,333	65,323
西蒲区	6,919	11.5%	36,767	61.0%	16,604	27.5%	8,886	14.7%	60,290	19,798

令和2年3月31日現在

	年少人口 (14歳以下)		生産人口 (15歳~64歳)		高齢者人口 (65歳以上)		後期高齢者人口 (75歳以上)		人 口	世帯数
		人口比率		人口比率		人口比率	(うち数)	人口比率		
新潟市	94,119	12.0%	460,474	58.6%	231,413	29.4%	117,329	14.9%	786,006	341,240
北 区	8,699	11.8%	41,997	57.1%	22,902	31.1%	10,871	14.8%	73,598	29,327
東 区	16,315	12.0%	80,359	59.0%	39,439	29.0%	20,064	14.7%	136,113	61,485
中央区	20,210	11.6%	107,169	61.5%	46,967	26.9%	24,490	14.0%	174,346	87,243
江南区	8,888	13.0%	39,390	57.5%	20,173	29.5%	9,925	14.5%	68,451	27,353
秋葉区	9,396	12.2%	43,262	56.4%	24,093	31.4%	12,473	16.3%	76,751	30,248
南 区	5,162	11.6%	25,946	58.4%	13,294	29.9%	6,550	14.8%	44,402	16,229
西 区	19,529	12.5%	90,662	58.1%	45,907	29.4%	23,636	15.1%	156,098	68,751
西蒲区	5,920	10.5%	31,689	56.3%	18,638	33.1%	9,320	16.6%	56,247	20,604

比 較

	年少人口 (14歳以下)		生産人口 (15歳~64歳)		高齢者人口 (65歳以上)		後期高齢者人口 (75歳以上)		人 口	世帯数
		人口比率		人口比率		人口比率	(うち数)	人口比率		
新潟市	▲ 6,984	▲ 0.6	▲ 36,337	▲ 3.3	25,991	3.9	14,170	2.1	▲ 17,330	16,607
北 区	▲ 940	▲ 0.7	▲ 5,717	▲ 5.0	3,405	5.7	1,579	2.7	▲ 3,252	1,543
東 区	▲ 1,532	▲ 0.9	▲ 5,792	▲ 3.0	4,549	3.9	3,319	2.7	▲ 2,775	2,690
中央区	▲ 987	▲ 0.5	▲ 4,238	▲ 1.9	3,662	2.3	2,498	1.5	▲ 1,563	3,590
江南区	▲ 498	▲ 0.6	▲ 2,980	▲ 3.6	2,616	4.1	1,349	2.1	▲ 862	1,704
秋葉区	▲ 626	▲ 0.6	▲ 3,324	▲ 3.2	2,512	3.8	1,010	1.6	▲ 1,438	1,793
南 区	▲ 454	▲ 0.4	▲ 3,391	▲ 4.6	1,683	5.0	224	1.2	▲ 2,162	1,053
西 区	▲ 948	▲ 0.5	▲ 5,817	▲ 3.2	5,530	3.7	3,757	2.5	▲ 1,235	3,428
西蒲区	▲ 999	▲ 1.0	▲ 5,078	▲ 4.6	2,034	5.6	434	1.8	▲ 4,043	806

② 北区 地区別人口

出典：住民基本台帳人口（年齢5歳階級別町丁別人口統計）

平成26年3月31日現在

地 区	年 少 人 口 (14歳以下)		生 産 人 口 (15歳～64歳)		高 齢 者 人 口 (65歳以上)		後 期 高 齢 者 人 口 (75歳以上)		人 口	世 帯 数
		人口比率		人口比率		人口比率	(うち数)	人口比率		
北 区	9,639	12.5%	47,714	62.1%	19,497	25.4%	9,292	12.1%	76,850	27,784
松 浜	1,335	11.8%	6,772	59.6%	3,247	28.6%	1,589	14.0%	11,354	4,461
南 浜	786	10.7%	4,532	61.9%	2,004	27.4%	990	13.5%	7,322	2,887
濁 川	1,054	11.9%	5,799	65.6%	1,987	22.5%	905	10.2%	8,840	3,354
葛 塚	2,432	12.7%	11,75	61.6%	4,902	25.6%	2,321	12.1%	19,119	6,948
木 崎	1,119	12.0%	5,781	62.0%	2,421	26.0%	1,166	12.5%	9,321	3,136
岡 方	450	11.2%	2,371	59.2%	1,185	29.6%	663	16.6%	4,006	1,120
長 浦	952	14.1%	4,172	61.8%	1,625	24.1%	927	13.7%	6,749	2,128
早 通	1,511	14.9%	6,502	64.1%	2,126	21.0%	731	7.2%	10,139	3,750

令和2年3月31日現在

地 区	年 少 人 口 (14歳以下)		生 産 人 口 (15歳～64歳)		高 齢 者 人 口 (65歳以上)		後 期 高 齢 者 人 口 (75歳以上)		人 口	世 帯 数
		人口比率		人口比率		人口比率	(うち数)	人口比率		
北 区	8,699	11.8%	41,997	57.1%	22,902	31.1%	10,871	14.8%	73,598	29,327
松 浜	1,110	10.4%	5,966	55.9%	3,589	33.7%	1,891	17.7%	10,665	4,548
南 浜	772	10.8%	4,076	57.0%	2,308	32.3%	1,125	15.7%	7,156	3,121
濁 川	1,033	11.8%	5,231	59.9%	2,462	28.2%	1,111	12.7%	8,726	3,661
葛 塚	2,264	12.2%	10,558	56.8%	5,753	31.0%	2,712	14.6%	18,575	7,371
木 崎	985	11.2%	4,921	56.0%	2,875	32.7%	1,319	15.0%	8,781	3,306
岡 方	351	9.6%	1,945	53.4%	1,349	37.0%	661	18.1%	3,645	1,196
長 浦	870	13.7%	3,674	57.7%	1,826	28.7%	927	14.6%	6,370	2,219
早 通	1,311	13.6%	5,594	58.0%	2,732	28.3%	1,121	11.6%	9,637	3,879

※人口が極めて少数の町名は人口を公表していないため、地区合計と区の人口は一致しません。

比 較

地 区	年 少 人 口 (14歳以下)		生 産 人 口 (15歳～64歳)		高 齢 者 人 口 (65歳以上)		後 期 高 齢 者 人 口 (75歳以上)		人 口	世 帯 数
		人口比率		人口比率		人口比率	(うち数)	人口比率		
北 区	▲ 943	▲ 0.7	▲ 5,749	▲ 5.0	3,397	5.7	1,575	2.7	▲ 3,295	1,517
松 浜	▲ 225	▲ 1.4	▲ 806	▲ 3.7	342	5.1	302	3.7	▲ 689	87
南 浜	▲ 14	0.1	▲ 456	▲ 4.9	304	4.9	135	2.2	▲ 166	234
濁 川	▲ 21	▲ 0.1	▲ 568	▲ 5.7	475	5.7	206	2.5	▲ 114	307
葛 塚	▲ 168	▲ 0.5	▲ 1,227	▲ 4.8	851	5.4	391	2.5	▲ 544	423
木 崎	▲ 134	▲ 0.8	▲ 860	▲ 6.0	454	6.7	153	2.5	▲ 540	170
岡 方	▲ 99	▲ 1.6	▲ 426	▲ 5.8	164	7.4	▲ 2	1.5	▲ 361	76
長 浦	▲ 82	▲ 0.4	▲ 498	▲ 4.1	201	4.6	0	0.9	▲ 379	91
早 通	▲ 200	▲ 1.3	▲ 908	▲ 6.1	606	7.3	390	4.4	▲ 502	129

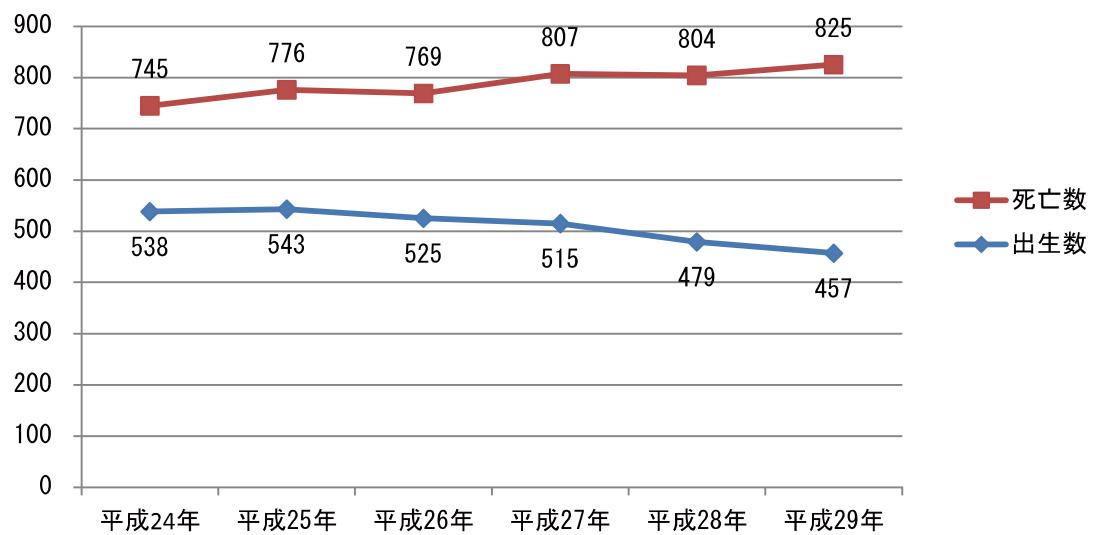
2 出生数・死亡数

出典「政府統計の総合窓口 e-Stat」

・地域別統計データベース(出生数、死亡数)

	出生数		死亡数	
	平成24年	平成29年	平成24年	平成29年
新潟市	6,369	5,724	8,027	8,649
北 区	538	457	745	825
東 区	1,117	1,040	1,279	1,422
中央区	1,517	1,401	1,745	1,782
江南区	601	518	687	712
秋葉区	578	507	871	954
南 区	363	308	498	549
西 区	1,276	1,167	1,470	1,609
西蒲区	379	326	732	796

出生数及び死亡数の推移(北区)



3 介護保険認定者数

(1) 介護認定率(要介護度別認定者数・要支援者等の割合)

【要介護度別認定者数】

平成26年3月末現在

	要支援1	要支援2	支援計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	認定者計	高齢者人口	認定率
北 区	410	539	949	482	669	553	475	435	2,614	3,563	19,497	18.3%
東 区	701	992	1,693	921	1,135	960	750	678	4,444	6,137	34,890	17.6%
中央区	1,039	1,232	2,271	1,276	1,569	1,288	991	932	6,056	8,327	43,305	19.2%
江南区	400	510	910	514	630	556	490	449	2,639	3,549	17,557	20.2%
秋葉区	453	603	1,056	628	715	652	500	454	2,949	4,005	21,581	18.6%
南 区	257	320	577	381	452	383	276	237	1,729	2,306	11,611	19.9%
西 区	939	1,085	2,024	1,080	1,323	1,085	867	913	5,268	7,292	40,377	18.1%
西蒲区	342	465	807	436	649	555	379	353	2,372	3,179	16,604	19.1%
合計	4,541	5,746	10,287	5,720	7,145	6,037	4,732	4,458	28,092	38,379	205,422	18.7%

【要介護度別認定者数】

令和2年5月現在

	要支援1	要支援2	支援計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護計	認定者計	高齢者人口	認定率
北 区	531	711	1,242	663	736	687	525	451	3,062	4,304	22,910	18.8%
東 区	812	1,177	1,989	1,227	1,290	1,115	933	688	5,253	7,242	38,793	18.7%
中央区	1,147	1,476	2,623	1,671	1,652	1,438	1,123	891	6,775	9,398	47,510	19.8%
江南区	411	571	982	608	665	607	542	440	2,862	3,844	20,110	19.1%
秋葉区	551	676	1,227	801	791	716	576	434	3,318	4,545	24,053	18.9%
南 区	292	383	675	390	440	385	317	279	1,811	2,486	13,266	18.7%
西 区	1,057	1,501	2,558	1,403	1,468	1,378	1,092	950	6,291	8,849	45,725	19.4%
西蒲区	404	572	976	537	634	573	428	347	2,519	3,495	18,580	18.8%
合計	5,205	7,067	12,272	7,300	7,676	6,899	5,536	4,480	31,891	44,163	230,947	19.1%

4 障がい者手帳等所持者数

(1) 身体障がい者手帳所持者数(18歳未満・18歳以上)

平成26年3月31日 現在

	人 口	手帳所持者数	比 率	18歳未満	18歳以上
新潟市	803,336	30,674	3.82%	433	30,241
北 区	76,850	2,973	3.87%	33	2,940
東 区	138,888	5,347	3.85%	85	5,262
中 央 区	175,909	6,421	3.65%	84	6,337
江 南 区	69,313	2,613	3.77%	39	2,574
秋 葉 区	78,189	3,009	3.85%	49	2,960
南 区	46,564	1,850	3.97%	30	1,820
西 区	157,333	5,893	3.75%	79	5,814
西 蒲 区	60,290	2,568	4.26%	34	2,534

令和2年3月31日 現在

	人 口	手帳所持者数	比 率	18歳未満	18歳以上
新潟市	786,006	28,970	3.69%	388	28,582
北 区	73,598	2,835	3.85%	28	2,807
東 区	136,113	5,175	3.80%	75	5,100
中 央 区	174,346	6,055	3.47%	81	5,974
江 南 区	68,451	2,471	3.61%	33	2,438
秋 葉 区	76,751	2,765	3.60%	47	2,718
南 区	44,402	1,698	3.82%	24	1,674
西 区	156,098	5,660	3.63%	74	5,586
西 蒲 区	56,247	2,311	4.11%	26	2,285

比 較

	人 口	手帳所持者数	比 率	18歳未満	18歳以上
新潟市	▲ 17,330	▲ 1,704	▲ 0.13	▲ 45	▲ 1,659
北 区	▲ 3,252	▲ 138	▲ 0.02	▲ 5	▲ 133
東 区	▲ 2,775	▲ 172	▲ 0.05	▲ 10	▲ 162
中 央 区	▲ 1,563	▲ 366	▲ 0.18	▲ 3	▲ 363
江 南 区	▲ 862	▲ 142	▲ 0.16	▲ 6	▲ 136
秋 葉 区	▲ 1,438	▲ 244	▲ 0.25	▲ 2	▲ 242
南 区	▲ 2,162	▲ 152	▲ 0.15	▲ 6	▲ 146
西 区	▲ 1,235	▲ 233	▲ 0.12	▲ 5	▲ 228
西 蒲 区	▲ 4,043	▲ 257	▲ 0.15	▲ 8	▲ 249

○身体障がい者手帳は、身体機能・内部機能障がい等のある人に交付されています。

(2) 療育手帳所持者数(18歳未満・18歳以上)

平成26年3月31日 現在

	人口	手 帳 所持者数	比 率	A			B		
				18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
新潟市	803,336	4,900	0.61%	377	1,661	2,038	679	2,183	2,862
北 区	76,850	495	0.64%	33	187	220	58	217	275
東 区	138,888	886	0.64%	83	248	331	133	422	555
中 央 区	175,909	834	0.47%	57	241	298	138	398	536
江 南 区	69,313	440	0.63%	35	144	179	89	172	261
秋 葉 区	78,189	527	0.67%	31	184	215	83	229	312
南 区	46,564	335	0.72%	29	112	141	37	157	194
西 区	157,333	983	0.62%	78	411	489	99	395	494
西 蒲 区	60,290	400	0.66%	31	134	165	42	193	235

令和2年3月31日 現在

	人口	手 帳 所持者数	比 率	A			B		
				18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
新潟市	786,006	5,684	0.72%	373	1,849	2,222	742	2,720	3,462
北 区	73,598	577	0.78%	36	193	229	67	281	348
東 区	136,113	1,060	0.78%	78	293	371	146	543	689
中 央 区	174,346	976	0.56%	63	303	366	137	473	610
江 南 区	68,451	523	0.76%	34	165	199	76	248	324
秋 葉 区	76,751	620	0.81%	33	207	240	88	292	380
南 区	44,402	369	0.83%	30	124	154	36	179	215
西 区	156,098	1,113	0.71%	74	414	488	145	480	625
西 蒲 区	56,247	446	0.79%	25	150	175	47	224	271

比較

	人口	手 帳 所持者数	比 率	A			B		
				18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
新潟市	▲ 17,330	784	0.11	▲ 4	188	184	63	537	600
北 区	▲ 3,252	82	0.14	3	6	9	9	64	73
東 区	▲ 2,775	174	0.14	▲ 5	45	40	13	121	134
中 央 区	▲ 1,563	142	0.09	6	62	68	▲ 1	75	74
江 南 区	▲ 862	83	0.13	▲ 1	21	20	▲ 13	76	63
秋 葉 区	▲ 1,438	93	0.14	2	23	25	5	63	68
南 区	▲ 2,162	34	0.11	1	12	13	▲ 1	22	21
西 区	▲ 1,235	130	0.09	▲ 4	3	▲ 1	46	85	131
西 蒲 区	▲ 4,043	46	0.13	▲ 6	16	10	5	31	36

○療育手帳は、知的障がい者(児)に交付されています。

(3) 精神障がい者保健福祉手帳所持者数(18歳未満・18歳以上)

平成26年3月31日 現在

	人口	手帳所持者数	比率	18歳未満	18歳以上	計
新潟市	803,336	4,383	0.55%	65	4,318	4,383
北 区	76,850	488	0.64%	3	485	488
東 区	138,888	828	0.60%	15	813	828
中 央 区	175,909	849	0.48%	9	840	849
江 南 区	69,313	349	0.50%	13	336	349
秋 葉 区	78,189	392	0.50%	7	385	392
南 区	46,564	277	0.59%	6	271	277
西 区	157,333	859	0.55%	8	851	859
西 蒲 区	60,290	341	0.57%	4	337	341

令和2年3月31日 現在

	人口	手帳所持者数	比率	18歳未満	18歳以上	計
新潟市	786,006	6,995	0.89%	220	6,775	6,995
北 区	73,598	680	0.92%	18	662	680
東 区	136,113	1,337	0.98%	45	1,292	1,337
中 央 区	174,346	1,451	0.83%	57	1,394	1,451
江 南 区	68,451	578	0.84%	25	553	578
秋 葉 区	76,751	667	0.87%	25	642	667
南 区	44,402	403	0.91%	9	394	403
西 区	156,098	1,401	0.90%	30	1,371	1,401
西 蒲 区	56,247	478	0.85%	11	467	478

比 較

	人口	手帳所持者数	比率	18歳未満	18歳以上	計
新潟市	-17,330	2,612	34.00%	155	2,457	2,612
北 区	-3,252	192	28.00%	15	177	192
東 区	-2,775	509	38.00%	30	479	509
中 央 区	-1,563	602	35.00%	48	554	602
江 南 区	-862	229	34.00%	12	217	229
秋 葉 区	-1,438	275	37.00%	18	257	275
南 区	-2,162	126	32.00%	3	123	126
西 区	-1,235	542	35.00%	22	520	542
西 蒲 区	-4,043	137	28.00%	7	130	137

○精神障がい者保健福祉手帳は、精神疾患のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人に交付されています。

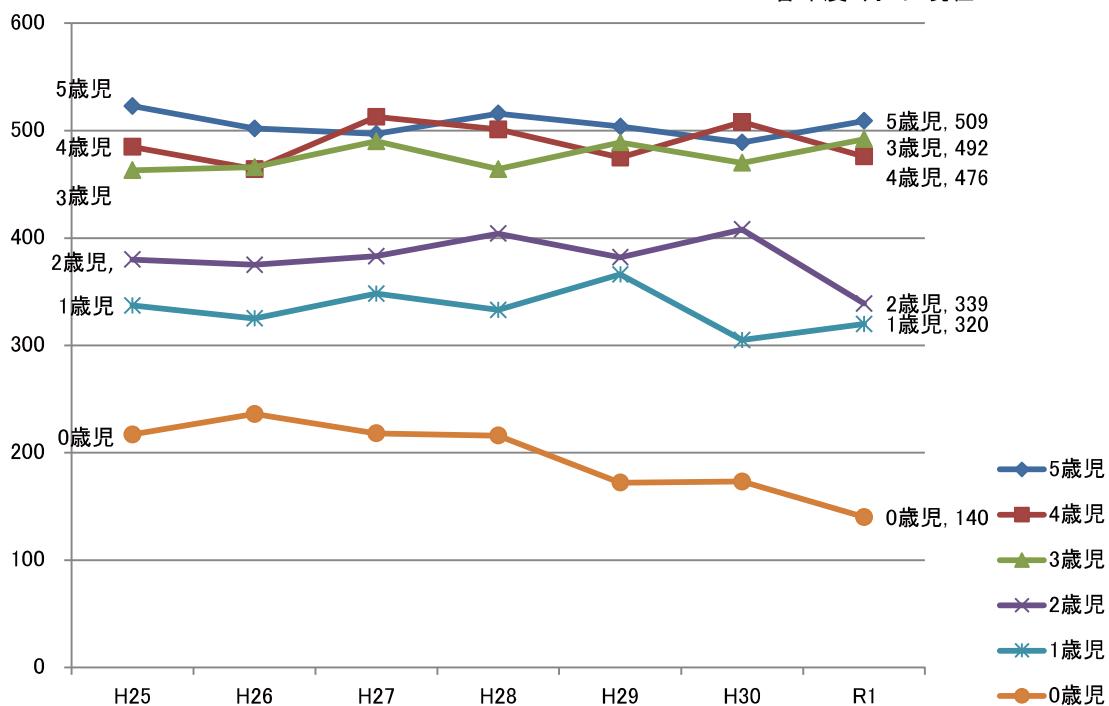
5 年齢別入園児童数

各年度の3月1日 現在

年度	入園児童数							
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	3～5歳計	全年齢計
H25	217	337	380	463	485	523	1,471	2,405
H26	236	325	375	466	464	502	1,432	2,368
H27	218	348	383	490	513	497	1,500	2,449
H28	216	333	404	464	501	516	1,481	2,434
H29	172	366	382	489	475	504	1,468	2,388
H30	173	305	408	470	508	489	1,467	2,353
R1	140	320	339	492	476	509	1,477	2,276
増加数 (R1-H25)	▲ 77	▲ 17	▲ 41	29	▲ 9	▲ 14	6	▲ 129
増加率 (R1/H25)	64.5%	95.0%	89.2%	106.3%	98.1%	97.3%	100.4%	94.6%

年齢別入園児童数の推移 (H25→R1)

各年度3月1日現在



6 児童扶養手当受給者数

平成26年3月31日現在

	0～19歳 人 口	児童扶養手当 受 給 者 数	児童扶養手当 受 給 割 合	児童手当 受給者数	ひとり親家庭等医療費助成		
					母子世帯数	父子世帯数	養育世帯数
新潟市	138,903	5,969	4.30%	59,185	5,519	389	26
北 区	13,754	650	4.73%	5,716	604	41	4
東 区	24,421	1,414	5.79%	10,864	1,210	76	4
中央区	28,686	1,174	4.09%	12,496	1,083	48	7
江南区	12,654	480	3.79%	5,416	442	35	3
秋葉区	13,651	526	3.85%	5,591	513	46	1
南 区	7,977	310	3.89%	3,467	305	24	3
西 区	27,798	1,024	3.68%	11,638	974	77	1
西蒲区	9,962	391	3.92%	3,997	388	42	3

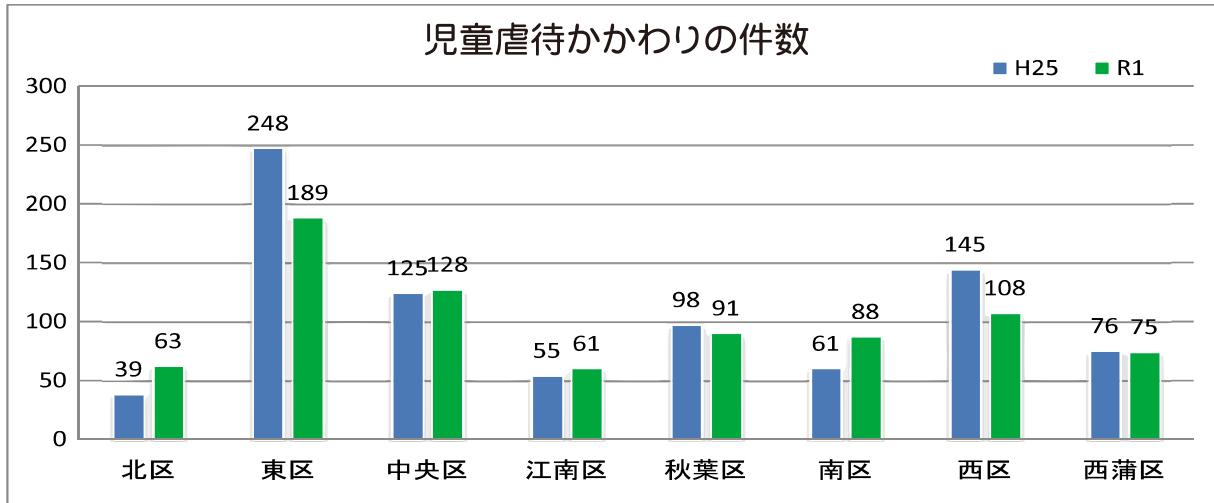
令和2年3月31日現在

	0～19歳 人 口	児童扶養手当 受 給 者 数	児童扶養手当 受 給 割 合	児童手当 受給者数	ひとり親家庭等医療費助成		
					母子世帯数	父子世帯数	養育世帯数
新潟市	129,087	4,584	3.55%	54,476	4,608	272	19
北 区	12,169	492	4.04%	5,086	490	21	0
東 区	22,282	1,032	4.63%	9,948	983	46	5
中央区	27,330	853	3.12%	11,581	870	33	3
江南区	12,080	411	3.40%	5,146	402	32	1
秋葉区	13,007	408	3.14%	5,268	444	27	2
南 区	7,082	254	3.59%	3,040	252	25	4
西 区	26,744	843	3.15%	11,021	864	52	1
西蒲区	8,393	291	3.47%	3,386	303	36	3

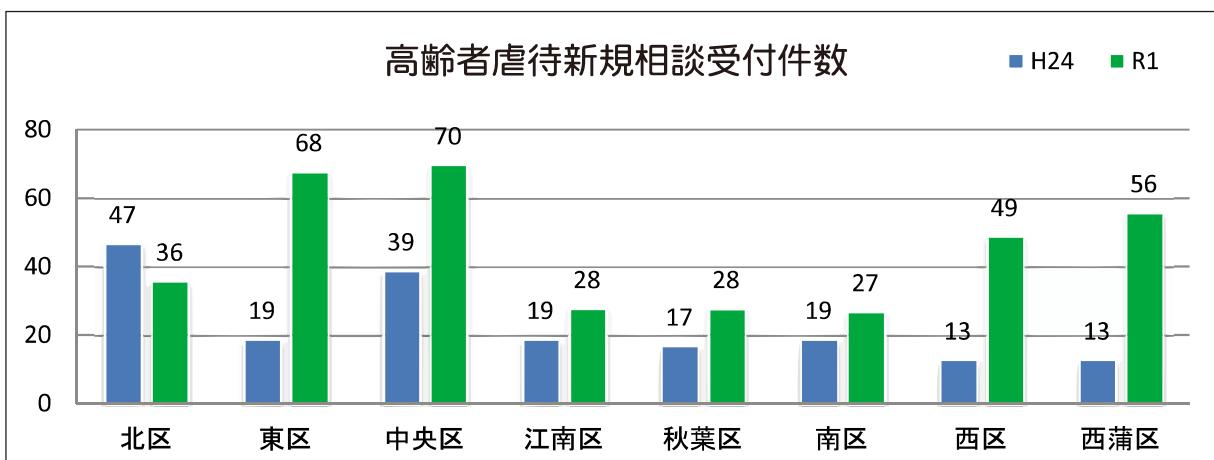
比 較

	0～19歳 人 口	児童扶養手当 受 給 者 数	児童扶養手当 受 給 割 合	児童手当 受給者数	ひとり親家庭等医療費助成		
					母子世帯数	父子世帯数	養育世帯数
新潟市	▲ 9,816	▲ 1,385	-0.75%	▲ 4,709	▲ 911	▲ 117	▲ 7
北 区	▲ 1,585	▲ 158	-0.68%	▲ 630	▲ 114	▲ 20	▲ 4
東 区	▲ 2,139	▲ 382	-1.16%	▲ 916	▲ 227	▲ 30	1
中央区	▲ 1,356	▲ 321	-0.97%	▲ 915	▲ 213	▲ 15	▲ 4
江南区	▲ 574	▲ 69	-0.39%	▲ 270	▲ 40	▲ 3	▲ 2
秋葉区	▲ 644	▲ 118	-0.72%	▲ 323	▲ 69	▲ 19	1
南 区	▲ 895	▲ 56	-0.30%	▲ 427	▲ 53	1	1
西 区	▲ 1,054	▲ 181	-0.53%	▲ 617	▲ 110	▲ 25	0
西蒲区	▲ 1,569	▲ 100	-0.46%	▲ 611	▲ 85	▲ 6	0

7 虐待対応件数



年度	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区
H24	39	248	125	55	98	61	145	76
R1	63	189	128	61	91	88	108	75



在宅高齢者虐待新規相談受付件数

年度	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区
H24	47	19	39	19	17	19	13	13
R1	36	68	70	28	28	27	49	56

北区における虐待の種別・類型

年度	身体的	介護等放棄	心理的	性的	経済的	計
H24	30	3	24	0	1	58
R1	10	3	10	0	0	23

※複数の種別・類型があるため、合計は一致しません。

8 保護世帯数

1 生活保護世帯数(保護率)

平成26年3月31日 現在

	推計人口	生活保護受給世帯数	生活保護受給者数	保護率(%)
新潟市	809,284	8,537	11,735	14.5
北 区	76,258	722	1,093	14.3
東 区	137,823	2,288	3,314	24.0
中 央 区	182,509	2,838	3,616	19.8
江 南 区	69,062	512	801	11.6
秋 葉 区	76,808	348	466	6.1
南 区	46,065	175	246	5.3
西 区	161,751	1,468	1,967	12.2
西 蒲 区	59,008	186	232	3.9

令和2年3月31日 現在

	推計人口	生活保護受給世帯数	生活保護受給者数	保護率(%)
新潟市	794,649	9,283	11,950	15.0
北 区	73,760	737	1,032	14.0
東 区	135,230	2,450	3,326	24.6
中 央 区	181,654	2,975	3,596	19.8
江 南 区	68,114	543	790	11.6
秋 葉 区	75,670	435	548	7.2
南 区	43,917	249	303	6.9
西 区	161,292	1,631	2,045	12.7
西 蒲 区	55,012	263	310	5.6

% (パーセント) : 千分率

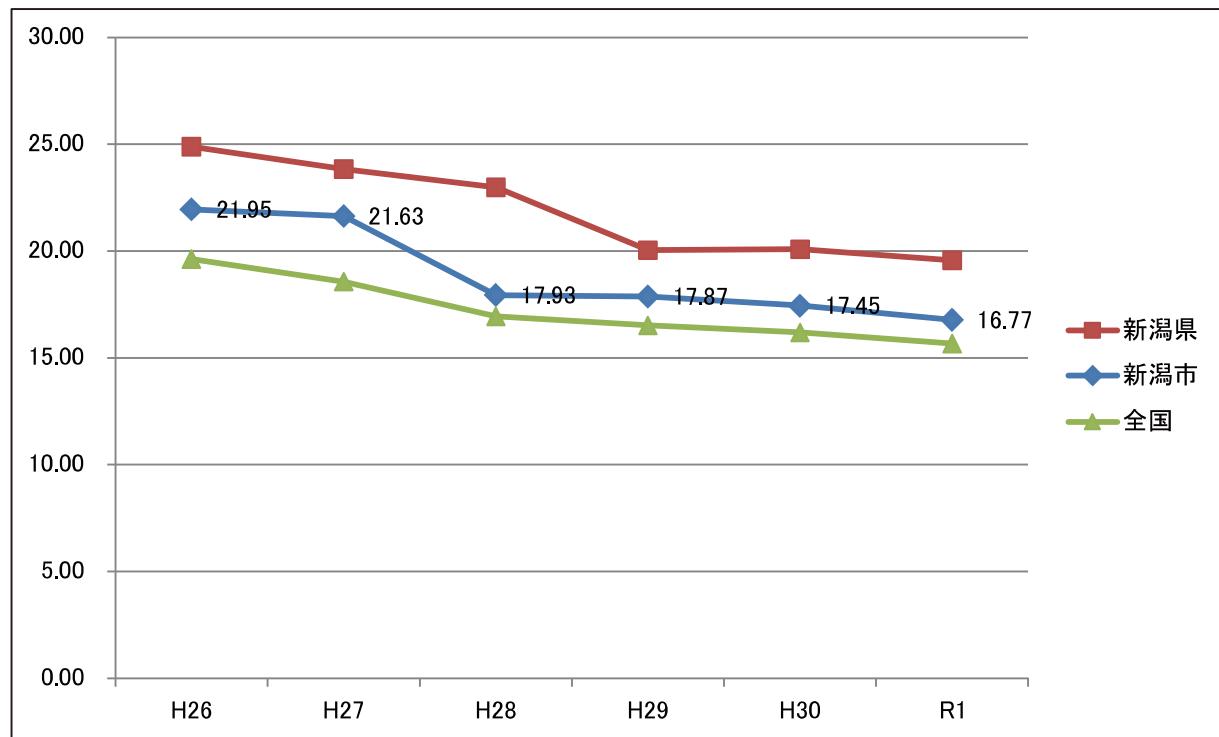
比較

	推計人口	生活保護受給世帯数	生活保護受給者数	保護率(%)
新潟市	▲ 14,635	746	215	0.54
北 区	▲ 2,498	15	▲ 61	▲ 0.34
東 区	▲ 2,593	162	12	0.55
中 央 区	▲ 855	137	▲ 20	▲ 0.02
江 南 区	▲ 948	31	▲ 11	▲ 0.00
秋 葉 区	▲ 1,138	87	82	1.17
南 区	▲ 2,148	74	57	1.56
西 区	▲ 459	163	78	0.52
西 蒲 区	▲ 3,996	77	78	1.70

9 自殺者数

自殺死亡率の推移

出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）



自殺死亡率の推移

年度区分	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
新潟市	21.95	21.63	17.93	17.87	17.45	16.77
新潟県	24.88	23.83	22.98	20.04	20.08	19.56
全国	19.63	18.57	16.95	16.52	16.18	15.67

区別自殺死亡率の推移

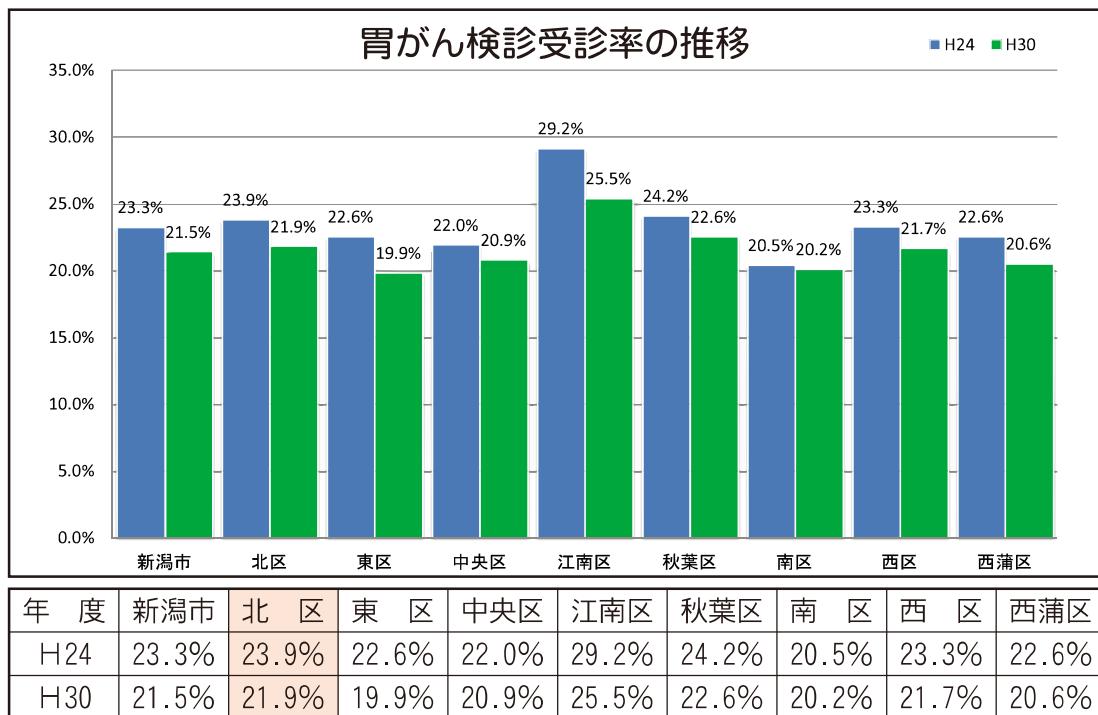
年度区分	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
北 区	29.80	19.56	17.04	11.88	18.62	12.09
東 区	17.22	24.45	19.47	23.86	18.14	18.93
中 央 区	24.34	20.94	16.38	15.29	19.25	14.21
江 南 区	33.09	14.43	24.52	14.42	20.27	18.87
秋 葉 区	24.23	11.52	19.24	15.42	11.61	16.85
南 区	17.13	32.25	10.84	19.66	24.26	20.04
西 区	14.55	25.32	15.18	17.12	13.99	18.46
西 蒲 区	23.12	23.33	23.54	27.22	17.24	15.75

自殺死亡率：自殺者数を当該地方教協団体の人口で除し、10万人当たりの数値に換算したもの。

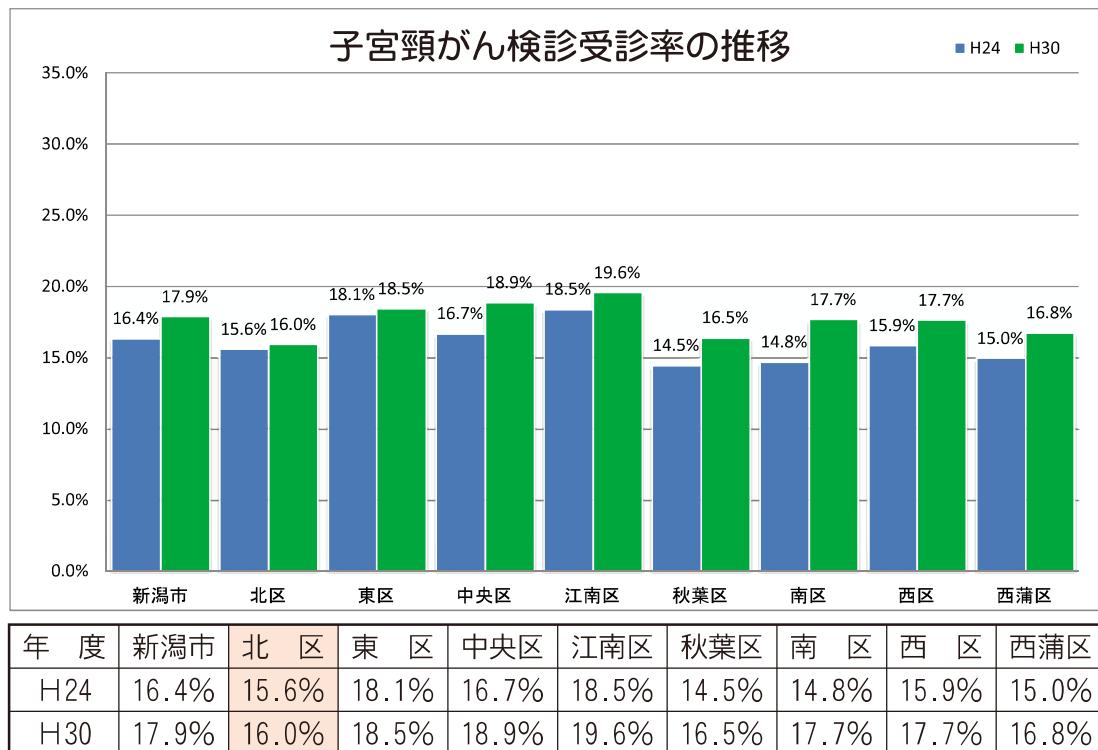
10 各種健診受診率

(1) がん検診受診率(部位別)

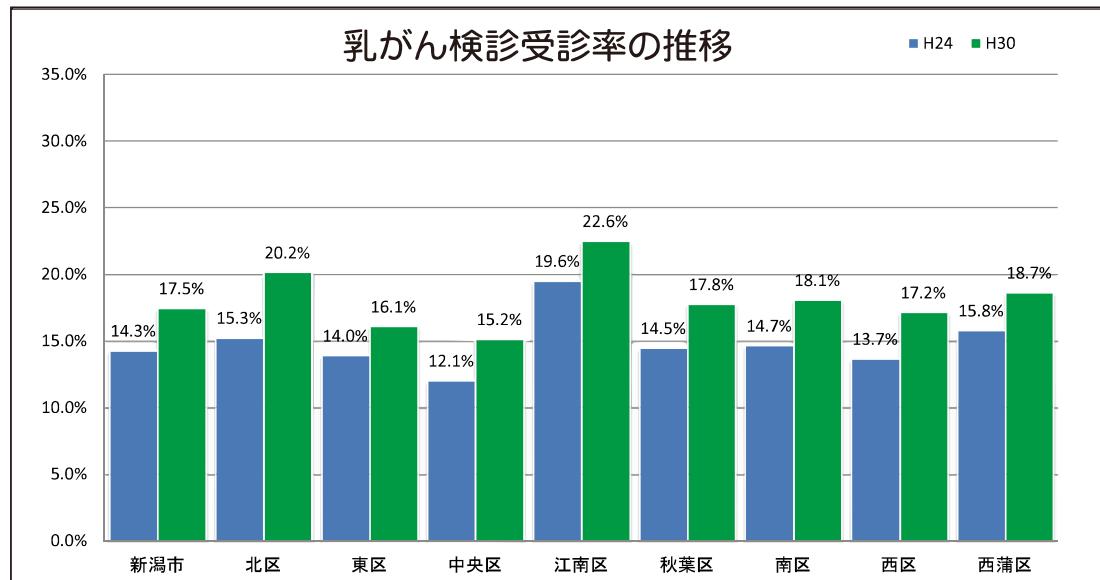
① 胃がん検診受診率



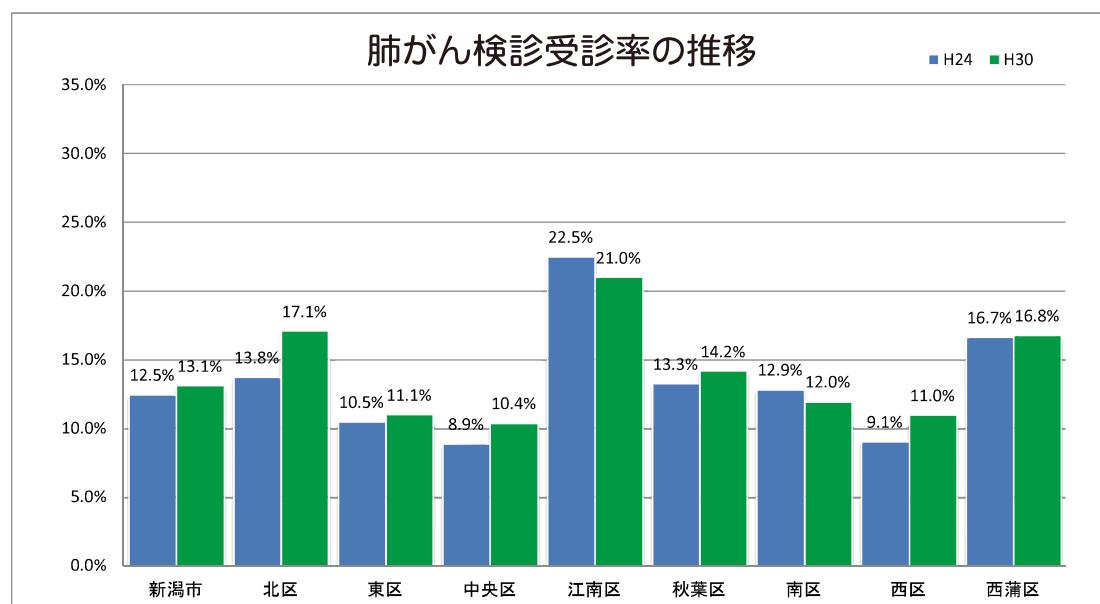
② 子宮頸がん検診受診率



③ 乳がん検診受診率

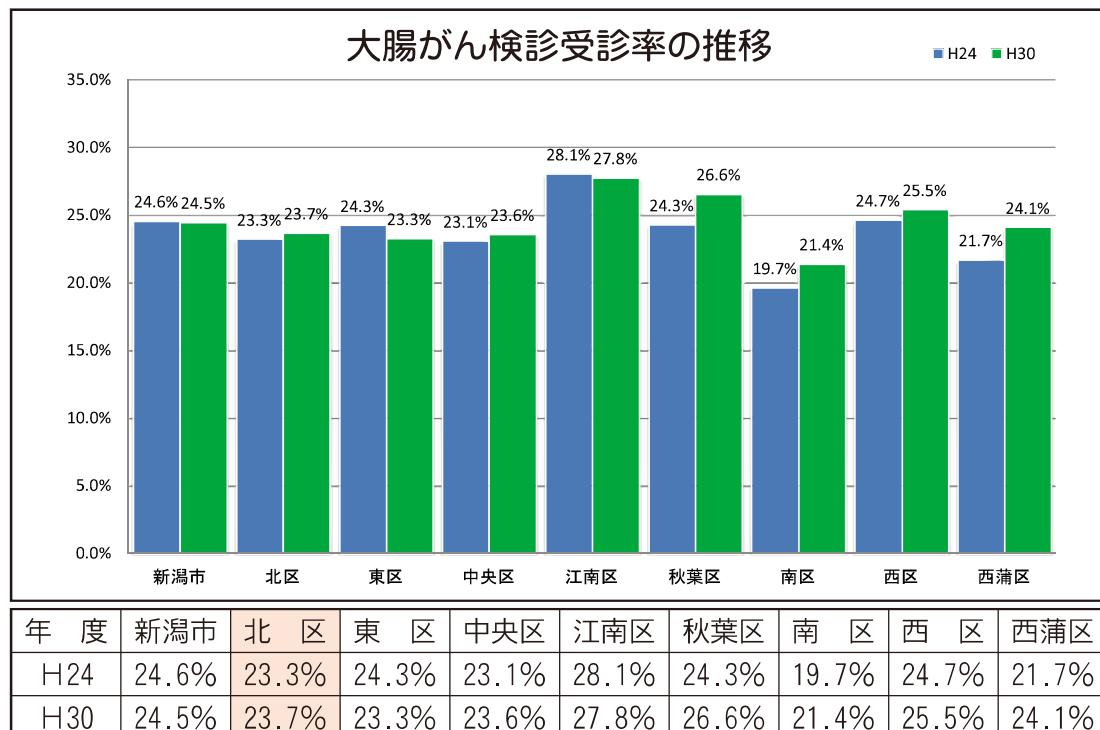


④ 肺がん検診受診率

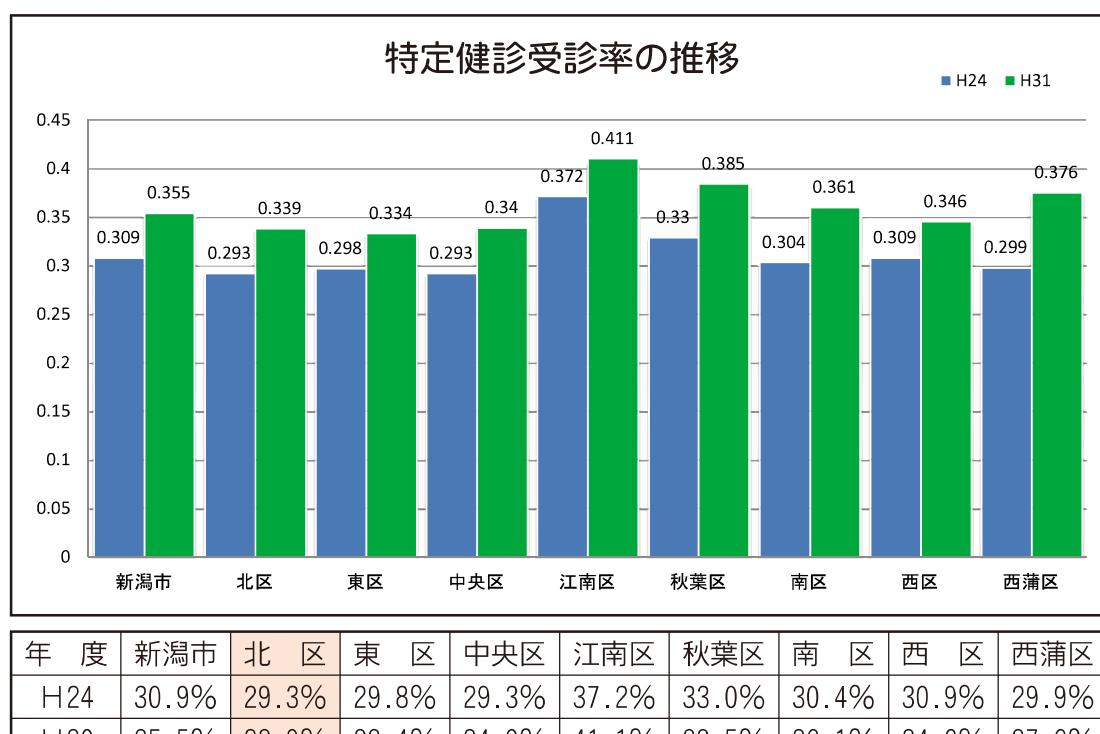


年 代	新潟市	北 区	東 区	中 央 区	江 南 区	秋 葉 区	南 区	西 区	西蒲区
H24	12.5%	13.8%	10.5%	8.9%	22.5%	13.3%	12.9%	9.1%	16.7%
H30	13.1%	17.1%	11.1%	10.4%	21.0%	14.2%	12.0%	11.0%	16.8%

⑤ 大腸がん検診受診率

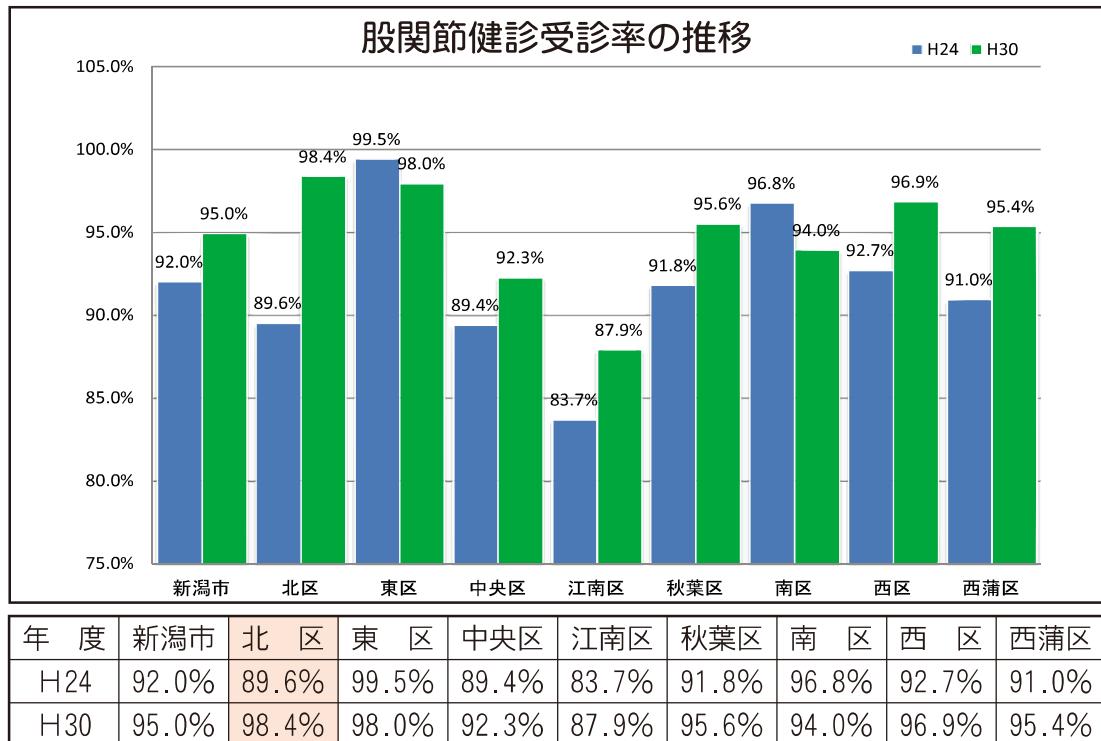


(2) 特定健診受診率

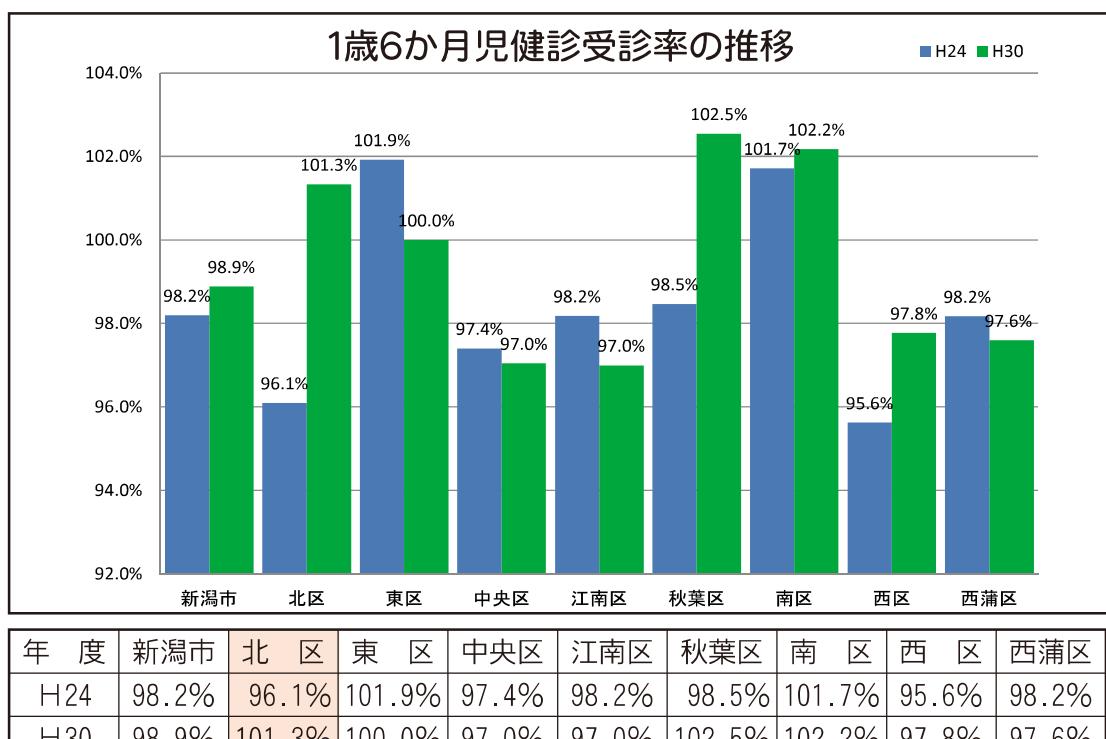


(3) 母子健診受診率(種類別)

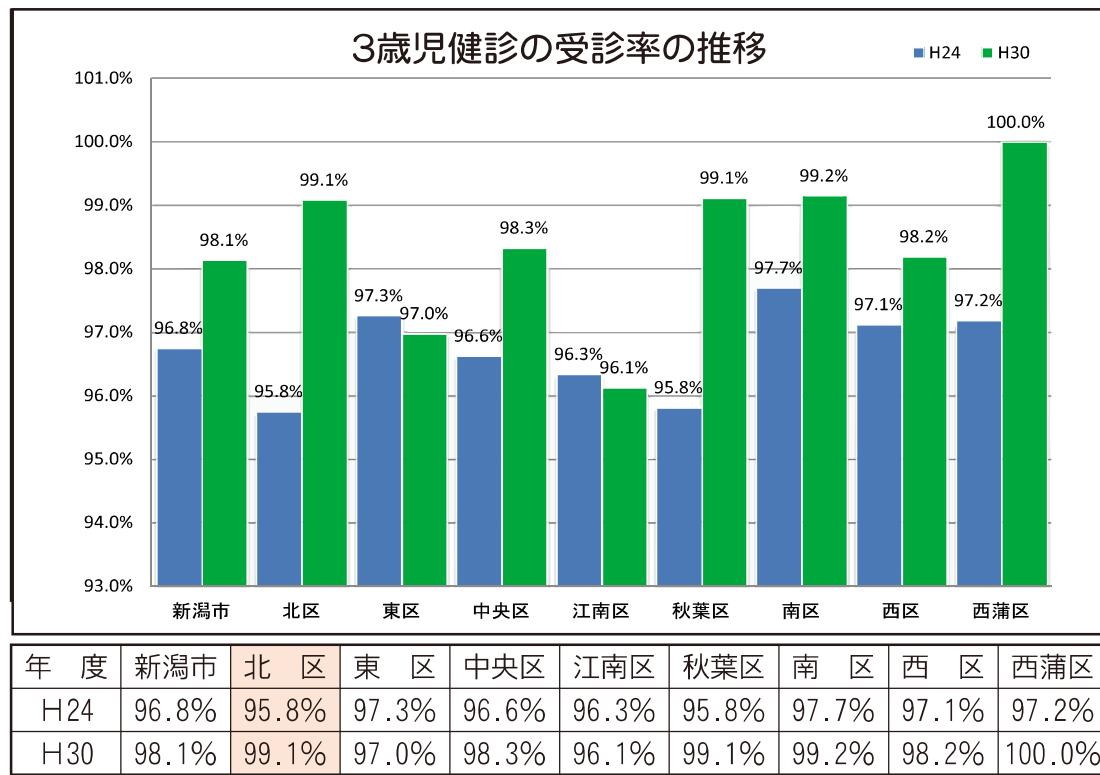
① 股関節健診受診率



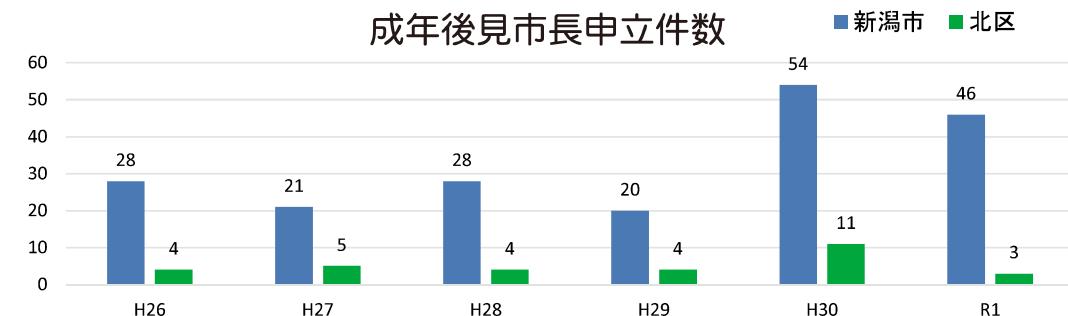
② 1歳6か月児健診受診率



③ 3歳児健診受診率



11 成年後見制度利用実績数



成年後見市長申立件数

	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
新潟市	28	21	28	20	54	46
北 区	4	5	4	4	11	3
東 区	3	4	2	0	7	12
中央区	10	7	11	6	6	9
江南区	0	1	3	2	5	5
秋葉区	2	1	0	0	3	4
南 区	2	0	2	1	5	2
西 区	3	2	4	6	12	9
西蒲区	4	1	2	1	5	2

北区すこやか・あんしん・支えあいプラン2021

(新潟市北区地域福祉計画・新潟市北区地域福祉活動計画)

発 行

新潟市北区役所健康福祉課 〒950-3393 新潟市北区東栄町1丁目1番14号

電 話 : 025-387-1000

F A X : 025-387-1020

新潟市北区社会福祉協議会 〒950-3323 新潟市北区東栄町1丁目1番14号

電 話 : 025-386-2778

F A X : 025-388-2914



だれもが安心して
健康で暮らせる
北区